
タイトル	北海道炭鉱汽船（株）百年の経営史と経営者像（三）
著者	大場，四千男；OBA, Yoshio
引用	北海学園大学学園論集(155)： 85-32
発行日	2013-03-25

北海道炭鉱汽船(株)百年の経営史と経営者像 (三)

大 場 四 千 男

目 次

- 1 編 資本の本源的蓄積期北炭社の堀基と井上角五郎
 - 1 章 北炭社の井上角五郎と雨宮敬次郎
 - 2 章 北炭社の設立と堀基
 - 3 章 堀基と囚人使役
 - 4 章 北炭社の囚人使役と資本の本源的蓄積過程
 - 5 章 堀基と飯場制度，友子制度
 - 6 章 足尾鉱業所の飯場改革と友子制度
 - 7 章 友子制度の3つの形態
 - 8 章 北炭社の私設飯場制度の形成と友子制度
 - 9 章 北炭社の鉱夫救恤規則と友子制度
 - 10 章 井上角五郎と飯場改革（以上 153 号）

- 2 編 鉄道事業と経営者像
 - I 部 囚人労働の起源と資本の本源的蓄積過程
 - 序章—炭鉱と鉄道の特異性
 - 1 章 佐渡鉱山と囚人労働の外役
 - (1) 百姓の夫役と水替人足作業
 - (2) 江戸無宿水替人足制の導入と排水作業の3形態
 - (3) 江戸無宿水替人足小屋の管理と保安処分
 - 2 章 石川島人足寄場の形成
 - (1) 松平定信の人足寄場構想
 - (2) 人足寄場の近代的徒刑制
 - (3) 人足寄場条例と内役
 - 3 章 無宿の者，非人，長吏と人足寄場
 - (1) 無宿の者と人足寄場

- (一) 日用(日雇)人足の社会的組織化
 - (二) 非人の社会的組織化
 - (2) 長吏頭の家業と非人の支配
 - (3) 長吏と非人の関係(以上154号)
- 4章 弾左衛門体制の支配構造と前期的資本蓄積
- (1) 初期独占構造—皮革処理権と資本蓄積
 - (2) 初期独占構造—灯心専売権と資本蓄積
 - (3) 弾左衛門役所の御仕置と資本蓄積
 - (4) 松平定信と追放刑=徒刑構想

第2編 鉄道事業と経営者像

4章 弾左衛門体制の支配構造と前期的資本蓄積

弾左衛門は徳川幕府から(一)保護(無地代の土地貸与)と(二)初期独占、さらに(三)長吏頭の非人支配権を与えられ、その特権の3大利潤源泉を世襲化し、前期的資本蓄積を果す。既に(一)幕府から浅草新町の囲込地を無地代の除地として与えられていたことは述べたところである。次に(二)と(三)について以下取りあげる。

(1) 初期独占構造—皮革処理権と資本蓄積

慶応3年鳥羽伏見の戦いで敗れ、江戸へ敗走する將軍慶喜^{よしのぶ}を支える幕府は反転攻撃するために政商、大商人へ軍資金の提供を要請し、さらに前期的資本家として財力と一大勢力を誇っている13代直樹にも志願兵一大隊と軍資金の提供を求め、その代りに身分引上げ(平人にする)を行う策に出ようとする。江戸町奉行(朝比奈甲斐守、小出大和守)は老中稲葉正邦に「身分引上の内慮伺い」を提出するが、この文章の中で弾左衛門の富豪、とりわけ皮革処理権に基づく前期的資本家の勢力を次のように描く。

「身分引上の内慮伺い

【原文】

穢多頭

弾左衛門
(3)
辰四十六才

右弾左衛門儀、御入国以来私共支配仕、先祖弾左衛門⁵と数代連綿と相統罷在、平常取扱候御用筋之儀は、御慮え御絆綱相納、其外御陣太鼓時之御太鼓并御陣御用皮類御用次第相納、且御仕置もの有之候節、一式引請無滞相動

常々出精仕儀候と有之候処、去ル子年三月牢屋敷焼失之節、其頃品川溜之儀も焼失仕、浅草溜ケケ所ニ而多人数預申付候ニ差支候ニ付、伊賀守殿⁽⁵⁾申上濟、入余り候分弾左衛門田内牢屋⁽⁴⁾差遣候処、殊之外手当向行届、仕着之儀も入念候綿木綿布子渡遣、其余食物病人薬用療治向等深切ニ世話致し候故、病死之者も少く、囚人共追々承伝弾左衛門方預⁽⁶⁾フ好候様罷成候得共、同人儀累年御用被仰付候冥加之程を存、囚人共御扶持米等御入用筋之儀ハ一切預戴不仕、弾左衛門儀願之通自分入費を以手厚取賄候儀ニ有之、其上去々寅年中長防御征伐ニ付武器運送人足之儀、御料所農夫御遣方相成候得共、人数引足兼候ニ付、町人足御雇之儀御沙汰之趣有之、折節御府内ニも人足非常之備無之候而は難相成、弾左衛門儀は配下之長吏も多人数有之、享保度書上候趣ニ而は、濃州青野ケ原御合戦之時弾左衛門先祖⁽⁷⁾首御預之節を割封印判戴仕、今ニ所持罷在候旨認加有之、陣中斃馬は勿論死骸取片付等役義当然之儀ニ可有之候ニ付、農夫ニ換機多共御遣方相成候見込を以、弾左衛門配下閑八州強壯之者共為相撰候処、凡七百人迄ハ急速可差出旨受書差出候に付、周防守殿⁽⁸⁾御内慮相伺候処、何之通農夫ニ換御遣方可相成候間、人数何程ニ而も為差出、強壯之者相撰不殘御引替相成候積を以御勘定奉行⁽⁹⁾引渡候様可取計旨御書取⁽⁸⁾ヲ以被仰渡候ニ付、強壯之者相撰五百人御雇上ケ同奉行⁽⁸⁾引渡、右人足并牢預之者共⁽⁸⁾御手当錢支度金等は被下候得共、遠路之戦地⁽⁸⁾立越候儀ニ付、相殘候家族共養育方等夫々之取計、右躰不容易御用筋之儀ニ付、弾左衛門自身出張差配致し度旨達而相願、奇特之筋ニは候得共、御府内おゐる急速之御用向も可有之時勢ニ付差止候処、手代共之内柔弱之ものは退役申付候程之氣配ニ而人撰致し、名代ニ差出、右戦地人足共は御勘定組頭馬場五郎引連上坂致し、無滞相勤候儀に有之、且又先般御沙汰之趣も有之、弾左衛門手下之もの銃隊取建之儀同人相糺候処、一大隊程も配下之内人撰仕、業前伝習請御奉行相勤度志願ニ候得共、多分之入費ニ而自力ニ及び兼候儀ニ付、先差向百人相撰、凡二三ヶ月も伝習致し小隊業前熟練可致候間、胴服其外日々賄等夫迄之諸雜費は自分入用ヲ以仕払、熟練仕候上非常之節御奉公仕度候間、御鉄炮百人分御貸渡相成候様奉願候旨申立候と付、訓練伝習之場所取極相伺候等ニ而取調中ニ御座候。右之通重立候御用筋三廉之内二廉は無滞相勤、尅廉は成事可相遂は必然ニ而、元来汚穢ニ触候家業之故以穢多頭之銘儀は有之候得共、鎌倉以来由緒も正敷ものニ而、平人之交難相成段ハ如何ニも歎ケ敷儀ニ付、出格之思召を以拔類之御沙汰被成下、身分平人ニ御引上ケ、是迄之通御仕置もの并支配筋引請等之儀被仰付被下置候ハ冥加至極難有奉存、弥増勉勵御忠節相望可申と奉存候。此段厚御賢察被成下候様仕度、別紙由緒書尅冊相添御内慮奉伺候。以上。

辰正月

朝比奈甲斐守⁽¹⁰⁾

（塩見鮮一郎、前掲書、278-280頁）

この「身分引上の伺い」は弾左衛門の鎌倉以来から慶応3年迄の貢献を挙げ、報恩として「身分平人ニ御引上ケ」の「拔類」の取扱いを老中に「内慮伺い」する江戸町奉行の申請書である。こうした「出格之思召」への助言をしたのは南町奉行所御勘定組頭馬場五郎である。馬場五郎は弾左衛門直樹の徴収した輜重兵^{しちやうへい}500人を指揮し大阪の鳥羽伏見の戦いに臨むが、江戸に戻るや、13代目直樹の奉行への忠節に報いることを内慮して江戸町奉行に推薦するのである。この「伺い」には慶応3年までの弾左衛門の歴代（13代）にわたる歴史的業績を次のように5点にわたって例挙する。

第1は、鎌倉時代から慶応3年迄弾左衛門の家業である(1)「御仕置もの（長吏・非人への裁判権）」と(2)「支配筋」（イ）長吏頭、（ロ）灯心専売、（ハ）皮革仕置法）を「引請」けて13代直樹迄世襲され続けている点である。

第2は弾左衛門の「御用筋」、つまり幕府への貢納或いは運上金の貢献の大きさの点である。

(一)「御廐之御絆綱相納」め続け、現在に至っている、(二)「陣太鼓時之御太鼓并御陣御用皮類御用次第相納」め続けている。

第3は「御仕置もの」の件で、元治元年(1864)3月に伝馬町牢屋及び品川溜の「焼失」で焼け出された囚人達を「弾左衛門囲内牢屋」に収容し、自費で世話をしている点である。

第4は前述した大阪への輜重兵の派遣の件であり、この「武器運送人足之儀」は弾左衛門の「配下之長吏」を総動員して500人を集め、派遣した点である。この「長吏」による死牛馬皮処理権は関ヶ原の戦いで豊臣軍の大將首を保管する「御仕置」奉行に対して特権(皮革占売)として与えられ、現在に至っている。すなわち、弾左衛門の皮革占売は関ヶ原合戦以来「陣中斃馬は勿論死骸取片付等役義」として与えられ、家業として世襲化されている。

第5は江戸を守るために志願兵一個小隊100人(銃隊)に銃を持たせ、訓練に励んでいる点である。これら志願兵は弾左衛門の支配する長吏と非人、猿飼人等から徴集されている。

「身分引上の伺」で弾左衛門は死牛馬を処理する長吏の家柄のために「元来汚職ニ触家業」として13代世襲されている。それゆえ弾左衛門は皮革処理権と灯心専売で前期的資本家、或いは初期独占家として君臨し、奉行と忠節ほうこうを続けることに対して報恩として「平人」身分に引上げることが幕府から認められることになる。

弾左衛門直樹は翌慶応4年1月16日に「手代65人の身分引上願い」を次のように江戸町奉行を通して幕府老中に提出する。

「手代六十五人の身分引上願い

【原文】

一、弾左衛門乍恐奉申上候。今般私身方蒙御引立冥加極難有仕合奉存候。右ニ付引続奉申上候而は実以奉恐入候御儀ニは御座候得共、鎌倉以来私手ニ付候譜代家来筋之者六拾五人、今以連綿と子孫相続罷在、私ニ引続被仰付候諸用累年之間夫々相勤候儀は勿論之儀、私家来向ニ至迄力を尽し供ニ心を合御奉公向相勤候もの共ニ有之、既ニ今般私儀意外之御恩戴奉蒙御沙汰候も、全右譜代之者共手代之者共私え添心御奉公相勤候故之儀ニ而、旁一身之勤勞ニは無之、右奉申上候通供々尽力仕候微衷之程、実ニ不敏之至ニ御座候間、何卒右之段被為分御聞召、以御仁恕、召仕候手代共始前書六拾五人譜代(16)之者私同様平人ニ被成下候ハ、広大難有仕合奉存候。然上は猶御恩沢之厚を奉感佩不限何御用粉骨勉励為仕度奉存候間、何卒出格之御賢慮御仁恵之御沙汰被成下置候様乍恐伏願奉哀訴候。以上。

慶応四辰年正月十六日

弾 左衛門

(塩見鮮一郎、前掲書、290頁)

この身分引上願いから窺える点は弾家13代の世襲が同時に支配下にある譜代家来としての手代の家も同様に世襲を続けていることであり、既に封建制身分社会の鏡の反映を保ち続けているのである。前に掲げた「寛政12年(1800)書上家数」の囲内手下家数は「二百三拾貳軒」で、恐らくこの内65軒は「手代」長吏小頭の小屋であると考えられる。そして明治4年には「役人」の名称ででてくる60軒はこの譜代手代65軒と同一である。こうした前後の資料から窺えるように、

手代 65 軒は浅草新町の困込地で(1)灯心専売、(2)皮革仕置法に親方として従事し、平糶多を 2～3 人を職人、或いは徒弟として使役する問屋制家内工業を営む零細企業家親方であり、高利潤を生み出す資本蓄積機構の担い手として手工業親方層を形成するのである。それゆえ、弾と「譜代家来筋之者六拾五人」の手代とは一身同体であるから、同じ平人身分に引上げて欲しいと、弾左衛門直樹は幕府に願い出るのである。こうした「手代 65 人」は弾左衛門の家業を支え、長吏小頭として高い資本蓄積の担い手として「鎌倉以来私手ニ付」いて、「今以連綿と子孫相統罷在」る譜代の家臣でもある。

慶応 4 年 1 月 16 日弾左衛門は「手代 65 人の身分引上願ひ」を提出し、平人に認められた報恩として軍用の奉行^{ほうこう}として銃隊 1 個大隊を組織すべく、関八州の糶多と非人を動員したい旨を申し上げ、その財政基盤として長吏頭の職支配を関西の糶多に拡大してその運上金を以て軍事支出に当てたい「内願」を江戸町奉行の白洲の庭で説くのである。この「公職をして献金の内願」には弾左衛門の長吏支配権を全国に及ぼす野望をも、そして「蓄財富饒」の頂点に立つ弾左衛門の黄金時代への野望をも、次のように描こうとするのである。

「公職をして献金の内願

【原文】

一、弾左衛門奉申上候。銃隊取立方之儀ニ付見込之義等有之哉之旨蒙御尋難有奉存候ニ付、不願恐多左ニ奉申上候。

一、御入国^{外は奥州白川棚倉領并伊豆一國三嶋甲之内三郡}之御時、夫々由緒等被思召私支配下ニ被仰付置候長吏猿引非人乞胸等之類、関八州^{外は奥州白川棚倉領并伊豆一國三嶋甲之内三郡}惣人数合而凡七万程有之、内疾病老幼之者半減と見積三万五千人を以、明六時^{外は奥州白川棚倉領并伊豆一國三嶋甲之内三郡}方朝五時迄之一時を公職と為仕候仕法云々は委細別紙ニ奉申上候。其国々申付置候組頭之ものニ為取集、壱ケ年を集私役所^{外は奥州白川棚倉領并伊豆一國三嶋甲之内三郡}を相納、連年積財仕非常御用意金ニ被為遊候共、又は若御大事等出来之節は、右ヲ以銃隊取建方等も行届可申、此儀私支配下之内家数多之場所^{外は奥州白川棚倉領并伊豆一國三嶋甲之内三郡}は御道具等御下相願銃隊取建、農職之間夫々練兵仕候得は、於其処一二隊宛は国々ニ出来可申、若御出兵之節は、先達而致沙汰候得共、何れ之国方も幾群も押出可申、其所之者共故、地理ニ委敷聊御軍務之一端とも可相成哉に奉恐察候。雖然無智文盲之愚夫愚婦只御国恩を報候と計ニ而は大義之説得届兼候辺も可有之歟、是迄数百年之流弊ニ而、糶多と申名目^{外は奥州白川棚倉領并伊豆一國三嶋甲之内三郡}方境界相成居候事、天地間ニ生を受候人種ニ替りは無之^(ママ)処、人論之交も不相成は、誠ニ以敷ケ敷之極ニ御座候。仍而私支配下之分差向出格之以御仁惠二字之醜名一度御除被成下候得は、一般奉成御仁政夙興勉勵仕、右蓄財之功一時ニ成就可仕、尤長吏猿引非人乞胸と之段取ニは相成居候得共、猿引以下は何れも長吏之下ニ相立候身分柄ニ有之、殊ニ戸口之儀も長吏ニ比較候得は、是又十分之一ニ当らず、因而右奉哀訴候一儀蒙御恩戴候御次第相成候ハ、猿引以下儀は私心得を以猶身分之段階取直し遣度奉存候。就而は御分国甲信駿遠三は勿論、越濃尾京坂摂河泉其外奥羽等御譜代席様方之御領分内ニ罷在候長吏共儀、是迄私支配下を相望候もの間々有之候儀も御座候間、今般改而私支配相成候ハ、右醜名相除相成様之御委任私^(ママ)被仰付度、尤右ニ付而は、其御筋^{外は奥州白川棚倉領并伊豆一國三嶋甲之内三郡}御達御触流シ有之候ハ、別段風を望欣雀躍して私支配ニ相成候ハ必然ニ御座候。右体一般ニ私^(ママ)附属仕候得は、凡人数百万ニ下らず、老幼病者を半減ニ五拾万は可有之、右之もの共^(ママ)も御恩沢之難有を押し、別紙之通毎日一時之公職を相勤候得は、積年之内巨万之財ニ至可申、尤長吏共之内ニも皮革之製作は十分之三ニ而、御田地域は御除地等所持農事を専ら相務候と、其他は売買之事を常罷在候儀ニ而、西国筋々ニは長吏共儀其所御領主様以思召平人ニ御引立之上、軍事ニも夫々御召仕相成候趣粗承り居候儀ニ而、⁽¹⁸⁾当今之御時節柄支配外之長吏共儀姦徒之暴説ニ被誘引間敷とも難申、左様相成候而は遺憾此事ニ奉存候間、前条愚意之次第何れニ歟出願可仕兼而之心得ニ御座候得共、不肖之身を以奉建言候儀如何と躊躇罷在候処、今般幸ニ

見込之廉と蒙御尋難有奉存候ニ付、不奉顧恐多前書之趣奉申上候。尤京坂撰河泉之長吏共儀、第一私ニ附属仕候様御所置相願、右公職之儀説得仕度奉存候得共、乍恐当今之御場合ニ而は差支候辺も可有之哉ニ奉存候間、右は御含被為置、追而御所置奉願上度、其外之儀は厚以御仁恵御聞届被成下置候ハ、早速説得仕、公職之儀一際勉強為致、御軍用万分之一をも御奉公仕、従来之御恩沢奉報度奉存候間、何卒御賢慮之御沙汰幾重にも奉歎訴候。以上。

辰年正月廿七日

弾 左衛門

別紙

奉申上候公職の内訳

老幼病者相省凡人人数五拾万の見込。

一日壹人ニ付銀壹分六厘六毛。

一ヶ月銀五匁。

一ケ年銀六拾匁。

右人高と而壹ケ年積金五拾万両。

右は只壹人別之積ニ御座候得共、中ニは蓄財富饒のもの共は、壹人に而三五人分或は拾人拾五人分相務候而差支無之もの間々御座候。

辰正月廿七日

弾 左衛門

(塩見鮮一郎、前掲書、297-299頁)

この「内願」で13代直樹は新しい軍用の奉行^{ほうこう}を申し出て、このためこれまでの関八州にまたがる長吏の支配人数を70000人と数え、その内軍兵として動員できる人数の長吏35000人と見積もる。その上で、13代直樹は(1)動員する長吏の銃兵訓練、(2)これら長吏を銃兵に訓練するのに「大義」の役目を明らかにしたい点、そして(3)蓄財して軍銃兵の銃や服装等の支出を自家賄いするため運上金を徴収したい、(4)「醜名」(穢多の称え)を「相除^{あいのぞ}」いて頂けたら、その恩義を大義にして関西の長吏の服従と支配を確立したい旨を告げ、(5)これら関西の長吏にも人頭税と家職労働による収益金を運上金として徴収し、計50万両の献金等を願い出たいとする。

まさに、13代直樹は幕府への軍用奉仕と「醜名」(穢多)の廃止の「大義」とを両輪にして、(1)関八州と関西の長吏頭の地位を確立し、(2)関八州と関西の長吏100万人を「私之付属仕候」になれば、(一)公職労働収益金と(二)人頭税とで計100万両の献金も可能になるので実現させて欲しいと内願する。これら関八州と関西の在方長吏は(1)「皮革之製作」に労働時間として「十分之三」を当ててことで、残りを「農事を専ら相務」める農民=百姓階層である。弾左衛門直樹は長吏を、「平人」への引上と「醜名」の廃止との「恩義」で銃兵奉仕と運上金負担することを長吏小頭等に説き、実現に努めたいと幕府への内願で明らかにする。

しかし、江戸幕府が慶応4年4月14日江戸城を明け渡し、明治維新政府に代ると、維新政府は士農工商の身分廃止と共に、穢多と非人の身分も廃止し、平民の戸籍に編入する。さらに、維新政府は近代的産業資本主義を成立するために資本の本源的蓄積と殖産興業を推進するため営業の自由、言論の自由そして基本的人権の確立、封建的刑法と監獄所(小伝馬牢、溜、人足寄場、非人寄場)の廃止、秩禄処分として浅草新町困込地の引上げと払下げ等と民主主義政策を推進する。

この結果、弾左衛門体制は(1)「御仕置」（手限吟味の裁判権）、(2)「役人村」の役職としての行刑の下級吏・番人の廃止、(2)「支配筋」の家業である(イ)灯心専売、(ロ)皮革仕置法、そして(3)長吏頭の支配権等の特権と既得権を廃止し、解体されることとなる。

したがって、弾左衛門直樹は維新政府の(一)これら資本主義推進政策、(二)近代的刑法と監獄則の制定、(三)廃藩置県による新しい東京府の行政機構の形成（江戸町奉行の廃止、江戸幕府評定所の崩壊）とで(1)家業と(2)弾左衛門役所の終焉で黄金時代から丸裸一貫の没落時代への推転を経験し、無常の中に時代の中心から遠ざかることとなる。資本の本源的蓄積、或いは殖産興業政策は弾左衛門直樹を前期的資本家、又は初期独占家から陸軍の軍靴を洋式機械で大量生産する産業資本家への移行を強制させることになるが、その事業不振の中で明治22年7月9日67才で病死する。産業資本家弾直樹は長吏、非人を軍靴の洋式生産の賃銀労働者に転換させ、資本＝賃労働関係を築き、封建的身分関係を断ち切ることを生涯の夢と志ざし、その中ばで倒れてしまう。ここに封建制から資本主義への移行はこうした社会の底辺を形成していた困窮者階層、とりわけ、長吏、非人、無宿の者、乞胸等を商品生産者として資本＝賃労働関係へ編成替えることで果され、資本の本源的蓄積と殖産興業の洋式生産を新しい資本主義社会の経済基盤へ組み込む経済外的強制として機能するのである。弾左衛門直樹の黄金時代と没落時代は日本における封建制から資本主義への移行の中で前期的資本家から産業資本家へ転じ、洋式機械の導入と外国人技術者の採用で皮革産業を近代化し、同時に近代的皮革技術の伝習で近代的皮革企業家を育成することに全力を注ぎ、浅草を近代皮革産業の集積地にする種子を蒔くのである。

しかし、没落への決定的契機となったのは家業である(1)灯心専売権、(2)皮革処理権に基づく初期独占の営業を廃止されたことにある。家業を支えていたのは封建的身分支配権である。したがって、封建的身分の廃止は、同時に、封建的身分の「職」特権による課税権と専売権の終焉を意味する。このため、維新政府は(一)皮革処理権を長吏頭の職権としていた慣習を廃止し、自由処理権を農民に与えて、長吏頭の「職」特権を廃止する「斃牛馬勝手処置令」を明治4年3月19日に発布し、(二)次いで同年8月28日に「賤称廃止令」をだす、という2段階の法律によって弾左衛門の家業である皮革処理権を廃止する。

明治4年3月29日の「斃牛馬勝手処置令」が制定される1週間前の3月22日に民部省は「斃牛馬勝手処置令の民部省案」を次のように大政官に提出する。

「斃牛馬勝手処置令の民部省案

【原文】

去庚午三月民蔵合併中、牛馬売買筋ニ付府藩県へ御委任監察御渡ニ相成候、且ハ夫々取締ノ手順モ相立候ヘトモ、皇国内一般何ノ地ヲ不論往々斃牛馬有之候節ハ、押並テ村端ノ馬捨場ヘ打捨候、其中関東ニテハ弾直樹ト申者ノ配下最寄ノ持場見廻リ候テ、牛馬斃候時ハ必ス右の者ニ差遣シ候、勿論持主ノ身元ニ応シ、祝儀或ハ布施ト相唱片付料差遣シ、甚敷ニ至リテハ穢多ヘ断方不行届杯無体ノ儀申立、不時ノ入費相嵩持主迷惑筋不少候趣粗相聞申候、別テ貧民ニ至リ候テハ、多年ノ苦心ヲ以漸買入候牛馬数日ノ中ニ致死斃候時ハ、一時ニ原価相失ヒ候而已ナ

ラス、人夫ヲ相雇右捨場へ持出シ候手数ノ入費相掛り、難渋ニ及ヒ候事従前ノ旧弊ニテ、事実ニ於テ誠ニ愍然ノ至ニ候間、右等ノ旧弊ハ断然御差止ニ相成、向後牛馬其外畜養ノ生類相斃候節ハ、持主ノ随意ニ致サセ可申段、一応府藩県へ御布告相成候様仕度、依テ別紙布告案相添、此段相伺申候也

辛未二月

民 部 省

弁官御中

御布告案

従来斃牛馬有之節ハ、穢多皮田ト申奴ノ手ニ引渡来候処、向後牛馬ハ勿論畜養ノ獸類等相斃候節ハ、持主ノ勝手ニ処置可致候事

右ノ趣、各管轄内未々迄不洩様可令論告候事

辛未二月

太 政 官

(塩見鮮一郎、前掲書、363-364頁)

この民部省案は営業の自由を皮革処理権の独占に対して適用し、幕府の長吏頭の職権を終焉させて自由市場取引に移し、資本主義的生産と営業の自由を樹立することで(1)資本の本源的蓄積として皮革産業に資本＝賃労働関係を築き、(2)部落外の資本投資として皮革産業を開放し、その生産向上を育むことを意図する。維新政府はこうした皮革産業の独占を幕府の長吏頭の職権として認めている旧弊を打破し、自由経済市場を導入しようとするが、その政策を立案する民部省案は幕府の旧弊を弾直樹の家業である長吏頭の皮革処理権とその仕置法(初期独占体)の解体に求める。すなわち、皮革産業が弾直樹の皮革処理権によって弾家の家業として掌握される旧弊とは「往々斃牛馬有之候節ハ、押並て村端ノ馬捨場へ打捨候、其中関東ニテハ彈直樹ト申者ノ配下最寄りノ持場見廻り候テ、牛馬斃候時ハ必ス右の者ニ差遣シ候」と牛馬捨場から独占的に長吏、或いは非人によって死牛馬を弾家へ運び込む独占的処理権を指すのである。したがって、民部省案は弾左衛門の家業である皮革処理の独占権の旧弊を廃止し、死牛馬の処理を自由取引に委ね、「持主ノ随意ニ致サセ」ることを制度化すべきと太政官へ提案する。これを受け、太政官は「御布告案」として、民部省案を認める。すなわち、「御布告案」は幕府の旧弊である死牛馬を「穢多皮田ト申奴ノ手ニ引渡」すのを中止して、「持主ノ勝手ニ処置」することを告げ、長吏頭の皮革処理権の廃止と「持主ノ勝手」、つまり自由処理権を認める。かくて、この「斃牛馬勝手処置令」の民部省案は弾直樹の家業である皮革処理権を3月19日の「斃牛馬勝手処置令」で奪うものとなる。

「斃牛馬勝手処置令」で家業の皮革処理権を廃止され、今や家業の皮革産業に従事する数千人の長吏、非人を路頭に投げ出し、と同時に、家業の大黒柱として支えていた皮革産業の独占も終焉の時を告げ、没落の坂を転げ落ちる危機に陥った弾直樹は明治4年2月に民部省から「死牛馬勝手処置令の案」を提示されていたが、3ヶ月も過ぎてから5月に「死牛馬処理権復活要求」を兵部省へ提出し、維新政府へ廻送されたが、家業の解体に直面しているにも拘わらず、遅い対応をすることになった。恐らく、兵部省が軍靴の洋式機械生産を弾直樹に許可し、それへの対応に忙殺されていたためか、或いは明治4年5月に軍靴の滝野川皮革製造所を開設するのに余裕を失くしていたのか、いずれにしても手遅れの抗議であるが、弾直樹は懸命に「斃牛馬処理権復活要求」

を次のように提出する。

「斃牛馬処理権復活要求

【原文】

乍恐

御一新之際、其 御筋^ル私^マ家之儀御尋ニ候間、往古源頼朝公被^レ蒙

朝命、鎌倉征夷府創業之砌、御取建以来、数百年之今日迄、子孫永統罷在候由緒之次第奉書上候処、追而被召出、東京 御府附属被 仰付、家職之儀如旧可相心得与、至仁之蒙 御沙汰候段、冥加至極難有仕合奉存候、依之万分之一も、御国恩奉報度、日夜心勞罷在候得共、素^ル賤陋無識之私、差^レ而是与申候存寄も無之、然^ル処近来外国人持渡候諸品諸器械之内、皮革ヲ以製造致候^ル杵^ル并^ル武器之類、何れも精工健実ニ渡候^ル

御国^ノ之製与者最異也、雖然、同天地ニ生育致候^ル獸物、別ニ皮革之質相変リ候筋者有之間敷、右者製造方順序之巧拙ニ寄、淑妙精工ニも到可申歟、既ニ文明開化之御時節、何卒彼之製造、支配下革職之もの共伝習相移、従事勉勵、彼之長ヲ以是ヲ短^ルヲ補ひ、乍不及国家之御為筋ニ者織毛之誠衷ヲ尽シ、仮令皮革一品ト而も、以来舶来品ヲ不待シテ御用品調達、且御国内之御軍器相賄、有余者海外迄輸出、御国^ノ之製造彼ニおゐて弥重候様致度、兼而之素願ニ御座^ル処、幸ひ去庚午年九月中、当

御司^ル皮革製造御用被 仰付、製造所迄も御免、追^テ盛大ニ相成候様勉勵可致与家蒙 御賢慮^ル之御沙汰、別^レ難有奉存候、一体配下之もの共、従来皮革類一色之家業ニ而活計相立罷在候ニ付、此上協力奮心、速ニ右製造并ニ杵製作共伝習相聞、兼而御布告被 仰出候富強民工ニ生ル之 御趣意、貫徹候様仕度素心ニ付、配下之もの共江精^ルト説得仕候儀ニ而、兼而奉申上候通、教師チャルレス住宅迄モ取建、諸器械□用意、当時専ら伝習ニ取り掛り罷在候、然^ル□処、今般^ル送

太政官御布令之御趣ニ而者、従来斃牛馬之儀者穢多江相渡候得共、自今斃牛馬者勿論、外獸類たり与も、其持主之もの勝手ニ取置可致事与、右被 仰出候趣、謹^ル而奉拜承候間、東国私支配下之分ハ

御布令之御趣堅相守、聊ニ而も心得違無之様、早速廻達ヲ以嚴重申渡候儀ニ御座候、然^ルル^ル処、右

御布令以来、在郷者別而之儀、斃牛馬等有之候而も、平日愛養畜置罷在候人情の場合^ル方、銘^テ持主之心得ニ而、十二八、九者□自分持地江埋葬、或者山河海水江投シ候類も有之、中ニ者是迄之通捨場江取捨候者之有哉ニ候得共、犬狼狐狸之餌食ニ相成候而已ニ而、国家必用之天産物空敷野外ニ腐糜及候由承知仕候、右ニ付草莽暗昧之愚意ヲ以奉申上候者、何共恐縮之至ニ奉存候得共、右牛馬皮革之儀者他之獸物与者違、前□申上候通、製造之模様ニ寄、清淨純良之名品ニ而戎器ニ供候而已ならず、凡百既之具ニ作、其用途^ル

御国用第一之機械ニ而、元来支配下之もの共其職に預リ、夫^レ産業ニ取扱来候間、何れニも此上之儀者、前奉申上候外国之工芸一時も早く伝習、各種要用之品出来

御国益増加仕度、旁配下之もの共取扱候皮革類目的ニ而、厚以^ル

御賢慮被 仰付候製造御用、難有難有御請仕、乍不及許多之入費夫^レ抛、教師之もの雇入候場合ニ御座候^ル処、前書之通、八州国^ノ支配下長吏共皮革□入方差支、其上数千之細民俄ニ活計之道ヲ失ひ候□哀号悲泣之次第誠ニ以憫然之至ニ御座候得共、是又重

御趣意ヲ以被 仰出候儀ニ付、深ク為相慎、更ニ取締無油断処分ハ仕置候得共、何分右之皮革ヲ標準ニ製造取掛り、教師雇入定約取結候^ル処、差支候^ル途今更破約も難相成、甚当惑至極ニ御座候、就^テ而者奉申上候も万^レ奉恐入候得共、遠邑僻地之末^レ迄流弊 御改革、開化文明之

御時ニ当り而、右体

御国益有材之天産物、無謂腐糜沈没仕候儀、何共遺憾之事ニ奉存候、勿論右之通有益之物、私支配長吏共おいて私する之理者素^ルと無之筋に付、仰願ク者、以来斃牛馬皮壹枚ニ付何程ツ^レ歟税則相定、年^ノ誠細ニ取調、其御筋江上納仕度、何れニも支配下之者ニ而右皮革類剥取方之儀取扱候様、更ニ御仁恤之蒙 御沙汰候得者、猶改而規則相立、廢物等ニ者一切不為致、皮職之もの産業も不取失、第一右製造御用之儀無差支行届、更ニ再生之

御恩沢ニ而廃物も活用仕、公平兩分之御儀ニも可有之候ニ奉存候間、前書之情諸 御汲量被成下置、出格之以御仁惠御執成之上、^(大)寛太之奉蒙 御沙汰度、不顧恐多此段伏而奉歎願候、以上

未五月

弾 直樹

(塩見鮮一郎、前掲書、367-370頁)

この復活要求で弾直樹が前期的資本家から産業資本家へ移行することができるかどうかは皮革の原料供給に係っているのである。そこで弾直樹は皮革処理権を維新政府に旧弊に戻すことを願ひ出る。戻してくれたら、弾直樹は、(1)洋式機械を皮革産業に導入し、「富強民工」を推進し、(2)洋式機械の操作を長吏、非人に「伝習」教授して賃銀労働者に移行させ、資本＝賃労働関係を築き、(3)外国輸入皮革製品を国内から駆逐し、国内市場を充たし、その余剰皮革製品を輸出して国益増進を図り、(4)問屋制家内工業の家業から資本主義的企業に転換し、皮革産業の近代化を推進したいと訴える。しかし、この皮革産業の近代化は皮革供給の独占権を前提にする旧弊の体制を基本にしている点で伝統的な家業の近代化を意味する。

こうした皮革処理権を復活要求する合理的根拠は(1)鎌倉幕府以来「数百年之今日迄」一貫して皮革産業の発達に貢献してきた実績と(2)貧民救済の^{なりわい}生業として役立ってきた経験とに求めるのである。さらに、弾直樹は長吏、非人と皮革処理権との歴史的因果の特異性について次のように5点にわたって指摘し、皮革処理権の回復を要求する。それは産業資本家として自立化しようとする近代的経営者としての経済的要求であり、最少のコストで最大の効用をあげる資本主義企業家としての思考からくるものでもあるが、しかし、初期独占の継続を主眼とするものとなる。

第1は皮革処理権を長吏頭の「家職」として世襲化している点である。すなわち、弾左衛門と長吏は「従来皮革類一色之家業ニ而活計相立」てきた家業であるという特異な立場に立っている。

第2は明治に入り、文明開花のため外国から皮製品を輸入し、「精工」な且つ安価のため、国産品を失速している点であり、このため洋式機械を伝習して対抗したいという点である。

第3は死牛馬の持主による勝手処理のため(一)皮革供給を受けられなく、国内皮革産業を衰退に陥し入れている点である。死牛馬の8～9割は(一)自分持地に埋められるか、(二)「山河海水江投シ」られ、(三)「犬狼狐狸之餌食ニ相成」ってムダに処理されている。こういう「腐廃」になるなら、国家資源である牛馬、獣類の皮革は従来通り弾左衛門の処理権として回復して欲しい。そうすれば、これらの皮革は弾家の製造によって「清浄純良之名品」に造りあげ、さらに「凡百既之具ニ作」られる。

第4は弾家の皮革処理権に基づいて国産皮革産業を発達させ、「支配下之もの共其職に預り、夫々産業ニ取扱来候」となって数千の長吏、非人無職の者を雇傭することができる点である。しかし、現実には外国品によって国産品の失脚となり、この結果、「八州国支配下長吏共皮革□入方差支、其上数千之細民俄ニ活計之道ヲ失ヒ候□哀号悲泣」の悲惨な失業状態を深

刻にしているのである。

第5はこれまでの伝統的な問屋制家内工業の生産では精工で安廉な外国皮革製品に勝てないので、洋式機械を伝習して資本主義的生産にして「淑妙精工」に造りたいという要求である。したがって弾直樹は、皮革処理権によって安価な皮革供給をこれまでのように受けたいので皮革処理権の復活することを産業資本家として要求している点で、これまでの前期的資本家の立場を脱却している点である。

しかし、弾直樹の皮革処理権復活要求は政府の入れられるところとならなく、8月28日賤称廃止令の発布によって長吏＝穢多、非人、無宿の者、乞胸（大道芸人）等の賤民身分の廃止となる。この廃止令は弾直樹の復活要求からわずか3ヶ月後に次のように制定され、ここに封建制から資本主義社会への移行を決定づけることになるのである。

「賤称廃止の大蔵省の布告案

穢多非人ノ名称ヲ廃シ、都テ平民同様可為取扱儀ニ付、御布告案添伺申候也

辛未八月廿二日

井上大蔵大輔

大久保大蔵卿

正院御中

御布告案

穢多非人ノ称被廢候条、一般平民ニ編入シ、身分職業共全テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除蠲ノ仕来モ有之候ハ、引直方見込取調大蔵省へ可伺出事

辛未八月

太政官」

（塩見鮮一郎、前掲書、382頁）

8月22日大久保利通大蔵卿と井上馨大蔵大輔は渋沢栄一の立案する大蔵省原案を太政官に提出すると、左院の後藤象二郎、江藤新平等は同日中に裁可し、次のように正式に8月28日に公布した。

「賤称廃止の布告

布告

穢多非人等ノ称被廢候条、自今身分職業共平民同様タルヘキ事誌

同上府県へ

穢多非人等ノ称被廢候条、一般民籍ニ編入シ、身分職業共都テ同一ニ相成候様可取扱、尤地租其外除蠲ノ仕来モ有之候ハ、引直シ方見込取調大蔵省へ可伺出事」

（塩見鮮一郎、前掲書、383-384頁）

この布告は原案と違って、前半で一般向け、後半では府県向けと2本立ての布告となっている。とりわけ府県での賤称がその地方、或いは在方で呼称を相違させている地方の特殊事情を想定し

ているものと考えられる。

かくて、この布告によって弾直樹は(1)長吏頭の身分を廃止され、(2)長吏頭の職権である皮革処理権も終焉を見ることとなり、(3)皮革産業での初期独占体も姿を消し、そして(4)皮革産業での洋式機械生産と自由市場経済の導入を迎え、(5)弾左衛門体制の解体を決定づけ、13代直樹で弾左衛門の襲名も姿を消すこととなる。

次に、弾家のもう一つの家業である灯心専売も皮革の処理権と同様に廃止されることになるのであるが、この点について以下明らかにする。

(2) 初期独占構造—灯心専売権と資本蓄積

弾左衛門直樹は家業の2本柱である(1)皮革の処理権と(2)灯心専売を両輪にして高い資本蓄積を行い、前期的資本家としての巨姿を顕現化し、勢力圏を関八州から関西に移し、全国の長吏頭として君臨しようとする黄金時代を迎えた。が、弾左衛門直樹は明治維新を契機に資本の本源的蓄積、殖産興業政策、そして民主主義の導入等によって没落へ転じ、陸軍の軍靴製造で前期的資本家から産業資本家への転換を図ろうとしたが資金不足に陥って潰れ、姿を消す運命を辿るのである。

弾左衛門は家業の1つに灯心専売を据え、この面でも家職の世襲財産と見なし、代々相続し続ける。享保10年(1725)の「弾左衛門由緒書」では灯心専売について次のように触れている。

「1、九十年程以前、灯心挽候者御城江上燈心細工仕、御扶持方頂戴仕候。

1、燈心商の儀、御仕置者御役仕候由緒にて、瀬戸物町小田原町両辻にて、役々の者六十五人の内、毎日罷出、無地代にて商仕来候、浅草観音市場商来候、却て灯心細工并商の儀、従古来私一名の家業にて御座候事。

1、御役目相勤候儀、御配江御用次第御絆綱差上申候、其外御陣太鼓并時々御太鼓御陣御用の皮類、御甲次第差上申候事。」

(塩見鮮一郎、前掲書、27頁)

弾左衛門が灯心専売を家業の1つに加えたのは、「90年程以前」、つまり寛永12年(1635)頃にあたるが、享保4年(1719)の「弾左衛門由緒書」では、「九十七八年以前」と記され、元和8年(1622)とされ、およそ10年前後の差となっている。千葉、埼玉から集められる蘭草は浅草弾左衛門囿込地の中で長吏によって問屋制家内工業の手業によってロウソクの灯心として生産され、問屋へ専売される。問屋と小売店には手代65人によって配給され、さらに浅草観音市場でも売られる。何故、灯心専売が弾左衛門の家業に加わったのかは御仕置の奉行^{ほうこう}=役に対する秩禄として500石見当の専売権を特権として与えられたことに由るのである。この御仕置の役は弾左衛門役所の行刑業務を成し、「御島者、晒もの、磔、火罪、獄門、鋸挽文字彫、耳鼻剃、切支丹、鍋銅」及び「検使」の牢屋下級吏、手伝、番人等を非人、穢多に勤めさせるものである。慶応4年(1867)5月29日の「弾直樹の由緒書」では「灯心を油座津田小十郎へ納」めると書き加えられている。前述

した1622年、或いは1635年より以前の1590年代に弾左衛門が徳川家康を江戸で迎え、江戸に定住（日本橋尼店）して家業としての皮革処理権と灯心専売を営んでいるのが「落穂集」に次のように描かれている。

「只今日本橋あま店と申すあたりの茨原の中に、地高なる所これあれ、弾左衛門と申す穢多頭の家居これあり、二抱え三かかえ程づつ共相見え候ごとくなる大木なども余多生茂り、一かまへの穢多村これあり候を、御入国以後、只今の元鳥越と申す辺へ引移り候様にと、これあり候処、左様に遠方へ罷越候ては、あきない物を仕るべき様も御座なくと申して、なげき候に付、其方共は何を売候、今度引移り候在所より燈心を持出し、以前よりの場所にてあきない候様にと、これあり候を以て、只今に於て穢多燈心を売買仕り候へ共、町人共無用と申す義も罷成り申さず候となり、只今本町四丁目の儀は、其筋の仕置場にてこれあり候を以て、神田明神、天王の神輿の義は、彼地を忌嫌い、通し申さず候となりぬ。」

（塩見鮮一郎、前掲書38-39頁）

この「落穂集」に依れば、弾左衛門3代目集道は既に灯心専売を最初日本橋^{あまだな}尼店で行っていたが、1590年頃浅草鳥越に移り、ここに鳥越の囲込地、つまり「穢多村」を設け、問屋制家内工業の手業によって造った灯心を手代65人によって前に住んでいた日本橋の問屋と市場へ運び、売り、灯心専売を家業として発展するのに力を注いでいる。そして、浅草新町へ移ったのは1645年頃である。

しかし、この「落穂集」で弾左衛門が既に日本橋^{あまだな}尼店で灯心専売を営んでいたとの記述であるが、これは恐らく皮革処理権に基づく皮革の営業のことではないかと推測される。というのも弾左衛門が灯心専売を家業に加えたのは元禄の頃であるからである。この元禄説は(1)「弾家之経歴並故弾直樹起業概要」、(2)「追申書(-)」⁽⁴⁾、そして、(3)「追申書(=)」によって説かれているところである。この点について以下詳しく見ていこう。

(1) 灯心専売―「弾家之経歴並故弾直樹起業概要」

明治4年9月30日に発布された「灯心専売権の廃止」の中で、「御仕置向相勤候常職」として灯心専売が位置づけられているが、これは「御仕置向相勤」める秩禄として灯心専売の特権（独占権）を弾家に与えた天職とも云えるものである。徳川幕府が「御仕置」の行刑下級吏として奉^{ほう}行する弾左衛門に対して、つまり「御仕置者役料」として土地でなく、灯心専売による益金で報^{ほう}いようとしたのは、そうした「御仕置」=役勤務の実績を評価してからであり、幕府開設から約80年がたった時点でその功績を評価しえたからであると推測される。弾左衛門は「御仕置者役料」として江戸町奉行所の与力の身分秩禄500石の土地を申請するが、灯心専売に落ち着く経過についてこの「弾家之経歴」で次のように描かれている。

⁽⁴⁾「天和年中御仕置者役料として相当の田地御下附あらんことを歎願いたし候処、然るべき箇所見立申出べく旨仰に

付、本所又は葛飾新田等の箇所を兩三度見立申上候へ共御鷹狩場其他の差障あるを以て遂に御許容なく、元禄年中勤役中右役料として下総常陸両国の中十六ヶ村より、産出する蘭草灯心専売の特許を蒙り概して五百石に相当する売徳……(略)」

(塩見鮮一郎、前掲書、316頁)

弾左衛門は天和年間(1681—1683)中に「本所又は葛飾新田等の箇所を再三度見立申上」たが、「御許容なく」、代りに「元禄年(1688～)中勤務中右役料として「下総と常陸両国の中十六ヶ村より、産出する蘭草灯心専売の特許を蒙り概して五百石に相当する売徳」と見なす。「御仕置役料」として元禄中に灯心専売を与えられる弾左衛門は灯心専売会所を設立し、千葉、茨城の両地域からの蘭草の徴収権に基づいて江戸の鳥越、次の新町囲込地に運ばせ、ここで問屋制家内工業の手業によって蘭草の芯をローソクの灯心に加工し、日本橋、或いは浅草市場の問屋、小売店で手代65人に売捌うりさばかせるのであり、ここに特権マニユファクチュア、又は分散的家内工業(穢多小頭、手代)を発達させ、初期独占体を築き、家業として世襲し続けるのである。したがって、弾左衛門は(1)皮革処理権、(2)灯心専売の2つの初期独占体資本家、又は前期的資本家として歩み始める。

(2) 灯心専売—「追伸録(-)」

(1)の「弾家之経歴並弾直樹起業概要」とこの(2)、(3)「追伸録(-)(c)」も手代元七等によって明治30年代初めに弾直樹の功績に対する追賞を申請するために纏められて、東京府に提出されたものである。

「追伸録(-)」では灯心専売権が幕府評定所から弾左衛門に与えられたのは「元禄15年(1702)」と明記されている。弾家への「御仕置」役料は「五百石高ノ土地」に相当する灯心専売の収益にあたるものと見なされ、次のように記されるのである。

「家職トシテ刑場又探偵等ニ干与セシコト不勘故ニ天和貞享兩年度本所又ハ葛西領嘉兵衛新町ノ内五百石高ノ土地拝領致度旨情願セシニ評定所ニ召サセラレ詮議ノ上武家邸ノ願其他運上場年中ノ差障ヲ生ジ認許致シ難キ旨経過セシ処元禄十五年年中始テ常陸下総兩国内耕地種ニ係ル蘭草灯心ヲ以テ一手販売ノ特許ヲ蒙リ会所ヲ設ケ其収益ヲ以テ経営ニ充テ之ヲ当時ノ石高ニ積算スルニ概シテ五百石高ニナル」

(塩見鮮一郎、前掲書、326頁)

弾左衛門は「家職トシテ刑場又探偵等ニ干与セシコト」の役と、「御仕置」の穢多・非人に対する裁判権を「家職」として保持していたが、元禄15年に「蘭草灯心ヲ以テ一手販売ノ特許ヲ蒙リ会所ヲ設ケ」て灯心専売を家職に追加し、ここに皮革処理権と灯心専売を両輪にする資本蓄積構造を確立するのである。この灯心専売の収益は「当時ノ石高ニ積算スルニ概シテ五百石高ニナル」ほどの高収益と見なされる。

（3）灯心専売―「追伸録」

手代石垣元七はこの「追伸録」を明治31年8月に書上げ、弾家が幕府に御仕置役料として田地500石の「土地拝領」を願い出たのは(1)天和3年(1683)と(2)貞享2年(1685)で、次のように申請する。

「天和三亥年壬五月二十三日に罷出有等役料として本所に於て田地五百石高の土地拝領を情願せし処尤と被存僉議の上追可及沙汰旨にて差控罷在候処武家邸地は願に差障なりし由にて其後貞享二丑年中葛西領嘉兵衛新田の土地を見立再願致し候へ共是又御評定所へ被召出右者運上場年期中にて差間を生じ許可無之空しく経過せし後元禄十五年中初て常陸下総両国内の作付に係る蘭草灯心を以一手販売の特許を蒙り即此売徳を当時の石高に比較するに概ね五百石余の平均を得る……（略）」

（塩見鮮一郎、前掲書、332頁）

この「追伸録」では「土地拝領」の候補地は(1)天和3年に本所の武家邸を願出るが、拒否されるや、次に(2)貞享2年に「葛西領嘉兵衛新田の土地を見立」て申請するが、これも拒否される。その代りに幕府は灯心専売権を与え、一件落着を図る。幕府は弾左衛門を武士として待遇することを避け、むしろ士農工商の下位ランクである賤民身分に位置づけ、封建的身分階層の末端に据える。この結果、弾左衛門は「役人村」の頭として徳川幕府の封建的再生産構造を底辺の賤民身分の役人として支えることとなり、この「役人村」の長吏頭として君臨する。幕府は「役人村」の弾左衛門役所の財源として初期独占による高利益源として(1)皮革と(2)灯心の処理権を与える。こうした弾左衛門体制が確立したのは1722年の非人頭車善七との訴訟に勝利し、非人の支配権を正統化されてからであり、徳川家康の委任以来実に130年もかかっているのである。同時に、徳川幕藩体制も弾左衛門体制を礎^{いしずえ}にして封建的身分ヒエラルキーを確立する。この灯心専売は「蘭草灯心を以て一手販売の特許」を意味し、弾左衛門を初期独占体の前期的資本家たらしめるのである。

しかし、前述したように弾左衛門の家業と位置づけられた灯心専売は明治4年9月30日次のような「灯心専売権の廃止」に依って終焉を見る。

「灯心専売権の廃止

【原文】

其方取締罷在候灯心会所之儀、御一新以来、為家業従前之通為立置候処、今般御仕置向相勤來候常職^(ニ欠カ)ヲ解候付而ハ、右会所相廃可申事

但、旧來証書之廉ニ不拘、更ニ相対示談を以売買候儀ハ不苦事」

（塩見鮮一郎、前掲書、386頁）

この「灯心専売の廃止」は既に制定されている賤称廃止による具体的措置へのもう一つの法律であったと云える。というのも賤民廃止は身分としての長吏頭の家職を終焉させることに繋がる

からである。

(3) 弾左衛門役所の御仕置と資本蓄積

弾左衛門は前に述べたように(1)家業 ((-)皮革処理権, (-)灯心専売)と(2)「役人村」としての弾左衛門役所を両輪にして高利潤の資本蓄積構造を築き、前期的資本家として、又、長吏頭の独裁封建君主として小政府を裏の世界において造りあげるのである。しかも、(1)家業と(2)弾左衛門役所は相互補完の関係を生み出し、その互惠の中から資本蓄積構造を展開する。なぜなら、「役人村」としての弾左衛門役所を営む役料 (=課税徴収権)として家業の初期独占権を与えられ、生み出される家業の収益金は弾左衛門役所の運営費及び維持・保安サービスに支出されることを最初から予定されているからである。逆に、弾左衛門役所は弾家の長吏頭に支配される穢多、非人、乞胸、猿飼を動員して(1)皮革処理権、(2)灯心専売、そして(3)行刑吏に従事させ、(イ)産業においてその原料処理—加工・製造—販売等の垂直的・一貫的事業に配置し、(ロ)行刑吏として牢番、処刑吏、番人を勤め、(ハ)新町牢での長吏、非人への裁判と刑の執行を行う。さらに、弾左衛門は弾左衛門役所における長吏頭の支配権、裁判権、課税権を行使して穢多、非人、乞胸そして猿飼いから運上金、冥加金そして人頭税、営業税、科徴金等を徴集し、巨額の収入を受け取る資本蓄積構造を築く。したがって弾左衛門は穢多、非人、乞胸、猿飼いに対する長吏頭として莫大な支配料の収入をあげ、弾左衛門役所を運営する小さな政府の独裁者として君臨し、幕藩体制の行刑と保安部門を補完する「役人村」の頭でもある。

弾左衛門が「諸皮革類、刑場の御用等」を勤める切掛^{きっかけ}となったのは、源頼朝によって鎌倉幕府の設立の中で長吏頭に任命されたからである。したがって、長吏頭は穢多、非人等を動員して「諸皮革類、刑場の御用等」を幕府の許可の下に家職^{ほうちやく}として務め、公的奉行^{ほうこう}を職務とする。手代石垣元七は前述した「弾家の経歴並故弾直樹起業概要」でこうした弾家の長吏頭として穢多、非人等を支配する合法性を源頼朝から徳川家康の一連の幕府によって与えられてきたと次のように告げる。

「弾家之経歴並故弾直樹起業概要

【原文】

一、弾家の鼻祖は摂津池田より鎌倉に下り治承年中源石府公の御取立を以て長吏以下二十八職の支配を被命、当時諸皮革類、刑場の御用等相勤め爾来足利家御代応永年間持氏公より関八州長吏の主頭たるべき御証文下され、世々関東に僑居し、天正寅年徳川源君江戸入城の時武蔵国府中に奉迎し、白鞆絆綱を献上し、又大阪の兇徒追討の役青野原合戦の砌り将校分の首級を預り、割符に集字⁽³⁾の黒印を賜り、以来実名の片諱となすを例とす因て開府以来町奉行に隸属して鎌倉治世奮記の如く支配向且死刑迄御委任に相成、尤二十八職の中、古は長吏、非人、猿曳、乞胸のみ其他刑場及時太鼓、御陣太鼓、兵制改革以来西洋太鼓、御絆綱、灯心、御法事に付御施行等且臨時御用相勤め、毎に手代数人を抱へ、又は譜代随従六十五人役の者をして御奉公仕候、」

(塩見鮮一郎、前掲書、315頁)

とりわけ、「北条持氏」(?)は「関八州長吏の主頭たるべき御証文」を弾左衛門に「下され」、これ以降弾左衛門は「世々関東に僑居し、天正寅年徳川源君江戸入城の時武蔵国府中に奉迎し」て江戸日本橋尼店に定住する。しかし、江戸日本橋尼店に居を構える頃には、長吏頭の支配する「二十八職」を「長吏、非人、猿曳、乞胸のみ」の4職に減少するが、依然として家職として(1)刑場の御用と(2)皮革処理権を長吏頭の家職として幕府に奉行しているのが窺える。

弾左衛門6代目集村^{よりむら}は享保4年(1719)に「弾左衛門由緒書^{ゆいしょがき}」を江戸町奉行所に提出し、非人への支配の合理性、正統性を長吏頭の立場から次のように訴え出る。

「一、私先祖摂津国池田より相州鎌倉に下り相勤長吏己下のもの強勢たりといへども、私先祖に支配被為仰付候一、寅御入国の節、私先祖武蔵府中迄罷出、鎌倉より段々相勤候旨申上候得者、御役等長吏己下支配被為仰付、其後小田原氏直公御証文を以、其所の長吏太郎左衛門、己下長吏支配奉願候処、御取上無之、其証文被召上私先祖へ被下置候、其後文禄五申年上州下仁田村馬左衛門と申者、長吏と穢多の論仕、甲斐信玄公御証文御評定所へ奉差上、支配可離と公事仕候処、私祖父申上候は、古来より穢多と申議世話にて御座候、古来の御証文等皆長吏と御書出被遊、或者御当家様に於いて、革作弾左衛門と御書出被下置候、其外書出に今所持仕候、依之私申分相立、右の御証文御評定所へ被召上私へ被下置、急度御仕置之上、如先々支配に被為仰付候」

(塩見鮮一郎、前掲書、19-20頁)

以上の由継書は長吏頭の(1)起源と(2)論争について次のように5点にわたって述べている。

第1は長吏頭の起源を源頼朝の文書に求められる。その文書は「私先祖」、つまり矢野弾左衛門(藤原頼兼)に長吏頭の任命を記したものである。

第2は幕府を開いた徳川家康が「私先祖」に「長吏以下支配」の認め証文を与えている点であり、以後13代直樹まで世襲されている。

第3は、長吏頭の支配を巡る最初の論争が弾左衛門と鎌倉の長吏である太郎左衛門との間で生じた点である。太郎左衛門は北条直公による長吏頭認め証文をもって幕府に訴えたが、逆にその証文を取り上げられ弾左衛門に下付された。

第4は元禄5年(1692)の第2回目の論争であり、長吏と穢多を別々のものと区別し、支配もそれぞれ別にすべきであると主張する上州下仁田村田村馬左衛門の訴訟である。これに対して「私祖父」、つまり5代目集誓は(1)これまでの世間の慣習では長吏と穢多とは同義語で使用され、同一であることを古文書で例証し、(2)文書の中で「革作弾左衛門」と記されている点等を挙げて馬左衛門の区別論を論破し、^{しりぞ}斥けた。

第5はこの馬左衛門との論争後、長吏頭についての論争を生じなく、弾左衛門の世襲性を正統化し、合法化するに至った点である。ここに長吏頭は弾左衛門家を家元にし、13代直樹まで一子相伝され、弾左衛門体制を確立するのである。

以上のような歴史を背景に、弾左衛門体制は幕藩体制の中の「役人村」の小さな政府として機能し、前に述べたように家業を通して弾左衛門を前期的資本家としてその巨姿を顕在化させ、と

当時に高い資本蓄積構造を育んで、江戸時代の享保期に黄金時代を築くのである。

6代目集村は前に述べた「弾左衛門由緒書」の中で、長吏=穢多を2つに分類し、(1)江戸新町
^{よりむら}囲込地に集められている小屋穢多と(2)関八州の農村=在方で百姓=農民として生活しているのと
区別し、次のように在方の穢多について描いている。

「一、私支配在之候長吏は、無年貢田地域は居屋敷計無年貢にて、田畑は御年貢差上候者余多御座候、御水帳直に
頂戴は、一村之長吏、御年貢取納仕候者も御座候

右之通被遊御尋候に付、奉申上候、以上

浅草 弾左衛門」

(塩見鮮一郎、前掲書、22頁)

この関八州に住んでいる長吏小頭は穢多村を支配し、自治的村落=「役人村」の運営を行っていることが掲げた資料から窺える。穢田村の技村(=被差別部落)が無年貢或いは無地租の田や屋敷を中心に形成されているが、村の庄屋に当たる長吏小頭は別帳である検地帳を頂戴し、その決められている村高の年貢を集め、責任をもって納めている。前に述べたように、「寛政12年(1800)書上家数」では関八州での十二ヶ国在方長吏家数を5432軒と数えている。農家1家族の人数を標準の4人(両親+子供2人)とするなら、この5432軒の人口は21728人となる。慶応4年(1867)1月の「公職をして献金の内願」では、関八州の「長吏猿引非人乞胸等之類、関東八州惣人数合而凡七万程有之」と、約70000人を数え、3.5倍の急増を示している。恐らく、7万人のうち長吏は5万人前後であり、2.5倍の増加数であると推定される。

このように1800年から1867年の67年間での長吏の急増は、一方で弾左衛門の勢力圏を拡大し、他方で、人口増に伴う長吏からの運上金、課税金での収入増から資本蓄積の増大を見るのである。と同時に、在方長吏、非人の増大は本業の農業と同時に、副業の手業(皮革、蘭草灯心、草履、鼻緒、雪駄、太鼓)の拡大を伴ない、農村工業を営む農民、小作人、自小作人との競争を激しくし、対立を生じることになる。この対立は天保4年7月に起きる武州^{ぶしゅうはな おいっき}鼻緒一揆の原因となる。この一揆の判決については「鼻緒騒動の弾家への判決」で次のように描かれる。

「鼻緒騒動の弾家への判決

【原文】

弾左衛門 儀、武州越生今市村百姓喜兵衛小宅ニおゐて、同国長瀬村穢多辰五郎義、瀧野入村仲右衛門と及口論候節、喜兵衛外式人手荒之取扱致候連、仲間茂吉外式人と申合、喜兵衛候踏込及狼藉候与越生今市村市日へ穢多共出商之儀同村役人共差留候を、喜兵衛無謂手荒の取扱および候上、右村市日江穢多とも出商差留由、又ハ同国如意村弁之助其外之もの共関東御取締御出役御差凶之趣を以、為捕方右茂吉小屋江立入候を、長瀬村穢多共多人数徒党いたし取籠置候儀を押隠、穢多小頭与兵衛重立申合、右弁之助等理不尽ニ茂吉小屋江立赴及防方候趣、或同国中野村万蔵外式人義、長セ村穢多共は勿論其外徒党之もの共召捕として、右御出役御立入候を近郷村々百姓共徒党いたし、穢多共居宅江押込及狼藉候杯、就れも事実引違相儀申立候を、得と実否も不相糺、夫々差出し候訴状へ奥

書致、町奉行所へ差出し、殊ニ右躰穢多共多人数徒党致し騒動および候儀にも不心附罷在候始末不埒ニ付、押込被 仰付候、」

（塩見鮮一郎、前掲書、249頁）

この鼻緒騒動は穢多村の副業である鼻緒が穢多身分の家職として生産され、販売されていた特権を無視され、村の農村工業として百姓、貧農の手業として草履、鼻緒を生産し、市場にも供給し始めた小商品生産の発達を背景に発生するのである。その切掛となったのは穢多村の長瀬村穢多辰五郎と越生今市村百姓喜兵衛、瀧野入村仲右衛門との口論から暴力沙汰に及んだことによるのである。そして、長瀬村茂吉の逮捕を巡って長瀬村付近から500人が集まって逮捕する捕方の弁之助、万蔵等と対立し、今市村を中心とする農民側も徒党を結んで「穢多共居宅江押込及狼藉」んだ。その上、穢多小頭与兵衛は江戸の長吏頭である弾左衛門に誤った訴状を差し出し、と同時に、農民側も町奉行へ誤った訴状を提出している。これらの審査をした結果、その判決は弘化2年（1845）4月「穢多共多人数徒党致し騒動および」「不埒ニ付、押込」の刑を穢多側に科した。この判決によって長瀬村を中心にする穢多100人程度が江戸へ押込められ江戸の牢でそのうち50人が病死（毒殺）したと云われている。

この鼻緒騒動によって弾左衛門12代目周司が江戸町奉行遠山金四郎の示唆もあり、「押込」めの形で江戸を去り、信州松本の兄である彦太夫家に送られたのは弘化3年（1846）7月であった。12代目周司は弘化2年（1845）12月に「弾左衛門配下取締」の中で「平生業状不宣」と江戸町奉行に見なされ、筒井紀伊守政憲から遠山左衛門尉景元への助言で、「他行差止、退身為致候」と、26才で12代目を退りぞき、急扨13代目直樹を就任させていたのである。この「配下取締」とは手代与五右衛門の興した「畑地永代売致候儀不正之取計」の事件である。この事件を調べている中でさらなる不正へ広がる「風聞」に及び、この結果、江戸町奉行遠山金四郎は弾左衛門家の潰れに及ぶ危険を孕んでいると示唆し、捜査の打切りを告げる。不正事件の追求拡大は弾左衛門の長吏頭としての「取締も相崩、自然手下共及難儀候様成行」になると判断される。その上で、江戸町奉行遠山金四郎は江戸町奉行の表の行刑に対する弾左衛門役所の裏の行刑、つまり「役人村」の小さな政府を崩壊させ、社会の秩序を互解させるに至るのを事前に防ごうとする。

したがって、江戸町奉行と弾左衛門役所とは幕藩体制の行刑において表と裏の、つまりメダルの表と裏の一体を成し、徳川幕府の有機的構成体の中枢として機能していることを現している。とするなら、幕藩体制の行刑の一部を担い、裏の世界、つまり「役人村」である行刑を担当する弾左衛門は長吏頭としてどのような支配力、或いは裁判権を行使して「役人村」の小さな政府の君主として君臨し、資本蓄積構造を築くのであろうか。この問題の解明は弾左衛門体制を明らかにするものとなるので、次の課題として取りあげる。

手代石垣元七が明治31年8月東京府知事久我通久に13代目直樹への「追賞ノ特典」を与えることを要請し、「追申書(一)」を書き上げたことは既に前に述べたところである。石垣元七はこの「追申書」の中で弾左衛門の長吏頭として独裁者の立場から「役人村」の住民である穢多、非人、

猿飼、乞胸を支配し、君臨する小さな政府の君主として裁判権を掌握する姿を次のように描いている。

「一、弾家ハ天正十八年八月以降徳川氏ノ制ヲ承ケ開府ノ際其主管ヲ任セラレタル種族ニハ長吏猿引非人以下ニシテ其国々ハ

武蔵安房上総下総常陸（水戸領ヲ除ク）上野下野（日光領喜連川除ク）伊豆相模駿河一部甲斐一部陸奥一部三河一部

ヲ統轄シ彼ノ種族トシテ一切ノ委任ヲ蒙リ罪科ハ輕重ヲ論ゼズ独裁ヲ以テ所断シ」

(塩見鮮一郎、前掲書、326頁)

石垣元七は弾家が天正18年江戸幕府の開始に伴ない(1)徳川家康から長吏頭の「主管ヲ任セ」られ、(2)関八州、つまり、「武蔵安房上総常陸上野下野伊豆相模駿河一部甲斐一部陸奥一部三河一部」を支配地として許され、そして、(3)これら長吏、非人、乞胸、猿飼の4職を「統割シ」、(4)長吏頭の支配する4職の「種族として一切ノ委任ヲ蒙^{こうむ}」る支配権を行使し、(5)「罪科ハ輕重ヲ論ゼズ独裁ヲ以テ所断」する裁判権と行刑権を掌握していることを「追申書(-)」の中で強調するところとなっている。

石垣元七は「追申書(-)」を東京府知事に提出した際、弾左衛門が「役人村」の長吏頭として支配権、裁判権を行使する(-)独裁者であり、(-)「一個の小政府」の封建君主として君臨することを次のように強調する。

「同氏（弾左衛門）開府（江戸幕府）以来長吏猿引非人等の種族の主管を任せられ其国には武蔵安房上総下総常陸上野下野伊豆相模駿河一部甲斐一部陸奥一部を統轄し彼種族に於ける罪科は輕重を論せず独裁権を委任せられ仮りに一個の小政府なり、又家職として刑場及探偵等に与りし……（略）」

(塩見鮮一郎、前掲書、332頁)

以上の「追申書(-)(-)」から窺えるように、弾左衛門は長吏頭として「役人村」の(1)長吏、(2)非人、(3)猿飼そして(4)乞胸の4種族に対して生殺与奪の支配権を行使する(イ)独裁者であり、(ロ)「一個の小政府」の君主として位置づけられ、家職である「刑場及探偵等」の行刑^{あづか}を与る弾右衛門役所を運営し、江戸町奉行及び幕府の行刑を補完する役割を果たす。したがって、弾左衛門役所は(-)江戸と(-)関八州を長吏頭として支配するために、(イ)長吏、(ロ)非人、(ハ)猿飼、そして(ニ)乞胸等の4職小頭と支配契約を結び、在方小頭支配の地方自治（＝被差別部落）を掌握する。

(イ) 長吏小頭との契約

関八州での穢多軒数が寛政12年（1800年）5432軒であったことは既に何度か述べたところである。在方穢多は1つの村、又は数ヶ村の集落から成る穢多村を組織し、穢多小頭を庄屋と見なし、地方自治（＝被差別部落）を営んでいる。この穢多村には穢多と共に非人も含まれている。

したがって、鼻緒事件で見たように、仲間が危機に陥ると附近農村から多くの穢多、非人を集め、集団的示唆行動を行い、穢多小頭は穢多村の秩序と自治を掌握し、時には江戸の長吏頭である弾左衛門の助言を求める。この在方穢多小頭も江戸の弾左衛門と同様に世襲化され、世代替りの時に襲名挨拶のため、或いは新年挨拶のため、必ず長吏頭である江戸の弾左衛門をおとずを訪れ、在方の穢多村支配に関する次のような契約、つまり控証文（御証文）を締結し、誓約する。

(1)
「穢多小頭の控証文」

【原文】

長吏小頭共江申渡候控証文写

差上申一札之事

- 一 盗伐取并博奕仕もの御座候ハ可申上候事、
- 一 切支丹御座候ハ可申上候事、
- 一 怪敷もの片時も宿貸申間敷候事、
- 一 場中之手下非人共江賄事急度可申付候事、
- 一 御状次第早速参り可申候事、

右之条々者不及申、此外夫々被仰付候御法度之趣、村々手下共江急度可申付候、依而私を武州之内東方村壱ヶ村之組頭被仰付候、当組計ニ不限他組之内ニ而も御法度相背申もの御座候ハ注進可申上候、若、隠し置他郷御法度相背申由申上候ハ、当人者不及申、私迄如何様之みせしめニも可被仰付候、為其毎年二月十五日前罷越、証文差上申候、為後日仍一件札如件、

(ママ)
武州旛座郡東方村

喜兵衛

右者私支配内長吏小頭共江年々申渡候控証文写ニ御座候、

右就御尋、乍恐奉書上候、以上

丑十月十七日

浅草弾左衛門」

（塩見鮮一郎、前掲書、196-197頁）

この「穢多小頭の控証文」は天保12年（1841）10月17日武州東方村の長吏小頭喜兵衛が長吏頭である浅草弾左衛門と取り結んだ誓約書であり、「役人村」の支配＝服従関係に基づく在方穢多村の秩序と保安の維持を主眼とする。弾左衛門は「長吏小頭共江申渡」す控として犯罪行為への予防と保安に重点を置き、厳守することを穢多、非人に命じているが、次のように5点にまたがっている。

- 1 盗伐、博奕をした者を捕え、必ず報告すること。
- 2 キリシタンがいたら、必ず報告すること、
- 3 不審な者を宿泊させるべきでないこと、
- 4 配下の非人には賄事を禁ずべきこと、
- 5 弾左衛門の呼び出しを受けたら、至急参上すること、

弾左衛門役所は江戸町奉行所の管轄下に置かれている立場から江戸町奉行所の控を裏の「役人

村」の「小さな政府」にも適用するのを家職としていることから、長吏小頭への「掟証文」の形式をとって施行するのである。江戸町奉行所は7種類の掟(法律)を高札場に掲げて江戸社会の秩序と保安を保っている。7種類の高札を見てみると、(一)の高札は親子兄弟に関し、(二)の高札は毒薬、ニセ貨幣、買占め、売りおしみに関する禁止札、(三)の高札は禁猟、(四)の高札はキリシタン禁制、(五)の高札は駄賃、人足荷物に関し、(六)・(七)の高札は里程と火事に関するものである。このうち(一)の高札(親子兄弟に関し)は延享元年(1744)に立って、穢多小頭への掟証文と類似し、次のように8点の掟から成っている。

「 掟

- 一、親子兄弟夫婦を始め諸親類にしたしく下人等に至る迄これをあわれむべし
臣人ある輩はおのおの其奉行に精を出すべき事
 - 一、家業を専にし懈る事なく万事其分限に過べからざる事
 - 一、博奕の類一切に禁制之事
 - 一、喧嘩口論を慎み、若其事ある時濫りに出合べからず、手負ひたる者かくし置べからざる事
 - 一、鉄砲猥りに打べからざる、若違犯のものあらば届出るべし、隠置他所よりあらわるにおいては其罪重かるべき事
 - 一、盜賊悪党あらば申出べし、急度ほうび下さるべき事
 - 一、死罪に行はるる者ある時馳集すべからざる事
 - 一、人身売買かたく停止す、但男女下人或は永年季或は譜代に召置事は相對に任すべき事
付譜代の下人又は其所に往來る輩他所に罷越、妻女もち有付候もの呼返べからず、但し罪科あるものは制外之事。
- 右条々可相守之、若相背は可被行罪科者也
正徳元年⁽¹⁷¹¹⁾五月 日

奉行」

(笠間良彦「江戸町奉行書事典」, 192頁)

松平定信が長谷川平蔵と打合せて、石川島人足寄場を作ったのも、江戸町奉行が正徳元年(1711)5月に第一の高札であるこの親子兄弟親類に関する掟、そして弾左衛門が長吏小頭に命じる「掟証文」も、いずれも孟子の仁政思想を表わし、家族主義国家論を政治思想とする。すなわち、親が国家(幕府)であり、子は民(土農工商の職能民)である。親は子を健全に育て、職能民の技術で子は親(幕府)を養ない、互惠の関係で幸福を分かちあうものである。この仁(いつくしみ、思いやり)の政治を行うことが君子(親)の道德義務であり、政治の掟でもあるということが儒学の理想とする目標でもあるが、こうした仁政思想は支配思想となって掟の規律或いは戒律となる。松平定信は「国の国たるは民ある故なり、民のたみたるは衣食有故なり、上仁政なくして衣食ともなく、民離散して国荒廃すれば、誰か上を養うものあらんや」(歴史学研究会編「日本史史料[3]近世」, 325頁)と、「政語」の中で述べる。こうした仁政思想は人足寄場、非人寄場、穢多教育所を江戸時代に生み出し、近世的社会福祉、或いは近世的社会事業、さらに日本的

救貧法を育くむ精神土壌になったものとする。これら封建時代を特徴づける仁政思想は江戸幕府の統治構造（ガバナンス）を支える支配者思想ともなり、松平定信、長谷川平蔵そして弾左衛門等の行刑思想となって現われ、高札の掟に見出される儒教の「家」制度の共同体精神となる。儒教の「家」（＝共同体）は孝行、正直、勤勉等の生活倫理で支えられ、家職＝家業を天職として天（神）から召命されるものと見なし、西ヨーロッパの宗教改革を特徴づけるカルヴァニズムと類似の職業倫理を日本の江戸時代に育くみ、世俗的禁欲の合理主義を生む（大塚久雄「プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神」）。それゆえ、松平定信、長谷川平蔵は石川島人足寄場に近代的徒刑制度（自由刑）を導入し、勸善懲惡主義＝仁愛懲戒の道として職業訓練、職業教育によって身についた家業で社会に自立させる近代的人道的行刑理念の実現に努め、石川島人足寄場に心学なかさわどうの中沢道二を教諭師として導入する（滝川政次郎「人足寄場における心学講和」(一)(二)(三)（刑政 85 卷 113～））。中沢道二の師であり、心学を確立する石田梅岩は「都鄙問答」（岩間文庫）の中で近代的職業倫理を儒教の仁政思想から説き、西ヨーロッパのマルチン・ルター、ジャン・カルヴァンの天職倫理と類似の家業＝職業の利益を天の恵み＝「秩禄」として正当化し、商人の利益追求を道徳的に認め、伝統的な金銭に対する卑賤視観を否定する。すなわち、石田梅岩は孟子の「其ノ心ヲ尽シテ性ヲ知り、其ノ性ヲ知レバ天ヲ知ル」を唱え、ルター、カルヴァンと同じ天職倫理を神（天）の召命するものと捉える。こうした心学思想は近代的産業資本主義を生む市民的資本蓄積を可能にし、産業資本家を育くみ、明治維新の精神として富国強兵、殖産興業政策となって顕現化する。

心学思想が松平定信、長谷川平蔵そして弾左衛門の人足寄場、非人寄場そして貧民教育所を生み出す仁政思想となって現れるが、この仁政思想は罪を「懲らしめ」る厳罰主義を伴い、アメ（更生）とムチ（懲罰）の行刑思想を生み出し、高札の掟、或いは長吏頭の「掟証文」の精神となる。

この「穢多小頭の掟証文」は長吏頭から長吏小頭へ「申渡」される穢多村の統治方法に関する命令書であり、この「法度相背申もの」を裁く（＝みせしめ）長吏頭の支配権、裁判権を仁政思想から正当化しようとする。塩見鮮一郎はこうした「掟証文」を統治契約として結ぶために毎年正月に関八州における在方長吏小頭の江戸浅草弾左衛門役所への年始礼にもう一つの役目を見出す（前掲書、198 頁）。それは(1)穢多村の人別改帳と(2)役銀を弾左衛門役所へ納めることであり、長吏小頭の主要任務となっている。この役銀とは(1)家別役銀、(2)職別役銀、(3)旦那場での牛馬皮口銭である。前に述べたように関八州における在方軒数は寛政 12 年（1800）で 5432 軒で人口約 22006 人弱である。これら在方穢多は皮革処理及び藺草灯心処理に労働時間のうち 10 分の 3 を割き、残り 7 割を農業に従事する小商品生産者層を形成する。このことから、在方穢多農民は住んでいる農村の共同体支配（納税、土地用益）を受ける「高支配」と「役人村」の長吏頭（弾左衛門）の支配による「身分支配」の 2 重支配を受ける。弾左衛門が「身分支配」するのに課する役銀は一軒ごとの(1)家別役銀（銀一匁 7 分 5 厘）と(2)牛馬皮口銭（男牛皮 1 頭銀 1 匁 5 分）であるが、穢多、非人について享和 2 年（1802）から慶応 4 年（1867）まで次の表-1 に示されるように

表-1 長吏と非人の役銀

小屋役銀	非人	牛馬皮口銀			家別役銀	
		男 女 馬皮	女 牛 皮	男 牛 皮 ⁽⁴⁾		
下小屋	小屋頭	男女馬皮	女牛皮	男牛皮 ⁽⁴⁾	銀一匁七分五厘	} 享和二年 (二八〇二)
銀一匁	銀三匁	銀七分	銀一匁	銀一匁五分	銀二匁五分	
銀一匁五分	銀四匁五分	銀一匁	銀一匁五分	銀二匁	銀二匁五分	享和三年} 慶応三年 (二八六七)
銀三匁		銀二匁	銀三匁	銀四匁	だいたい銀五匁 ⁽⁵⁾	慶応四年} 明治四年 (二八八一)

注
(3) 上が銀七匁五分、中が銀五匁、下が銀三匁。
(4) ちなみに天保期大坂での牛皮の値段は一貫目銀三十三匁。表の口銭は一匁につき収める額である。

(塩見鮮一郎, 前掲書, 200頁より作成)

課税される。

この表-1 から窺えるように、穢多村の長吏と非人は(1)死牛馬の処理(旦那場)と(2)藺草からの灯心処理とを在方家業として労働時間の30パーセントを割り、後の70パーセントを農業に注ぐ^{なりわい}生業を営んでいる。このため、長吏頭の弾左衛門は営業税=運上金、或いは上納金として役銀を(1)の旦那場の特権である死牛馬処理に対して課し、穢多に対して享和2年(1802)で牛馬1頭に対し(イ)牝牛皮銀1匁5分、(ロ)牝牛皮金1匁として(1)牝・牝馬皮銀7分を上納させる。他方、非人に対しては(1)小屋頭に銀3匁、(2)下小屋に銀1匁を上納させる。穢多村の長吏小頭は(1)穢多と(2)非人とからこれら死牛馬の処理に対する運上金を徴集し、正月に江戸の弾左衛門役所に挨拶の際、持参して支払う。尚、牛馬処理に対して非人の役銀が穢多に対して少額なのは両者間の分業に依るのであり、非人が死牛馬を回収する作業を行い、これを受けて穢多は原皮及び^{なめしがわ}鞣革に加工処理するからである。この分業は穢多に旦那場を、他方非人に勧進場を設定する原因となる。

(ロ) 長吏頭と非人小屋頭との契約

このように長吏頭の弾左衛門は関八州の在方穢多(旦那場)と非人(勧進場)から(1)牛馬処理権と(2)藺草灯心専売とから役銀を徴収し、旦那場と^{いしずえ}勧進場を礎にする資本蓄積機構を築くのであ

る。長吏頭は長吏小頭と毎年掟証文の締結と役銀の上納を受けるが、同様に江戸の非人頭である車善七と関八州の在方小屋頭（小屋主）と正月に掟証文を次のようにかわすのである。

非人頭^{注(4)}の掟証文

【原文】

- 一 盗伐取立もの并切支丹宗門御座候ハ可申上候事、
- 一 博奕仕もの御座候ハ可申上候、怪敷もの片時も差置申間敷候事、
- 一 生類大切ニ可仕候、尤、捨子仕もの御座候ハ可申上候事、
- 一 長道具調置候儀者不及申、脇指・刀指申間敷候事、
- 一 衣類之儀者布木綿之外、糸類一切調置申間敷候事、
- 一 仏事・祝象作等軽可仕候、惣而目立候儀仕間敷候事、
- 一 人別帳毎年明白相認、組頭場主^{注(5)}江差出可申候、生死・増減・走候もの早速可申上候事、
- 一 場役之儀者、如先前組頭・場主下知相背申間敷候事、非人共宿ニ置、諸細工商売等為致申間敷候事、
- 一 非人共髪毛毎月切可申候事、
- 一 頭巾・覆面・披物を為致申間敷候、乞食ニ出、悪禰たり、喧嘩・口論為致申間敷候事、
- 一 火之用心大切ニ相守可申候事、
- 一 非人共乞食ニ出候節、火道具所持、先々ニ而多葉粉為吞申間敷候事、
- 一 抱えもの共^{注(5)}非道成役目申付間敷候事、
- 一 他之非人無断猥ニ差置申間敷候事、

右之条々者不及申、被仰付候御法度之趣堅相守可申候、若、少も相背候ハ、如何様のみせし免ニも可被仰付候、為其毎年罷越証文差上申処仍而如件、

注(4)天保十二年（一八四一）の例。

注(5)非人の髪を切ることで、穢多による支配を納得させるのである。本章5節に記したように、幕末には、月に一回ではなく、隔月に一回になっている。

（塩見鮮一郎、前掲書、206頁）

弾左衛門役所は(1)江戸の非人と(2)関八州の在方非人と2重の統治（カヴァナンス）を行うが、(2)の関八州での在方非人についての統治を「掟証文」の中に顕在化させている。すなわち、関八州での統治構造は身支配の(1)頂点に弾左衛門の長吏頭を頂点に据え、(2)長吏小頭一穢多、そして(3)小屋頭一下小屋非人（抱非人）の上下支配関係を築いて「役人村」の「小さな政府」を組織する。前から述べているように、長吏＝穢多と非人の大きな違いはこの「非人頭の掟証文」の中にも見出されているが、穢多に手工業の営業（雪駄造り・皮革）を家業として認めているのに対し、非人にこの手工業を営むことを禁じていることである。「非人共宿ニ置、諸細工商売等為致申間敷候事」と、「細工商売」を営むことを禁じられる非人は(1)特権＝家業として「乞食ニ出」る事（日勧進）を認められ、(2)穢多の旦那場において牛馬の処理と藺草灯心の処理を請負い、(3)小屋頭の「抱えもの」（抱え非人）として手伝い、村落の番非人役を勤め役料＝勧進場で生計を営んでいる。ちなみに、村落の番非人役とは村落のインフラストラクチャの維持と保守サービスの業務（村落共同体の番人と警備）である。つまり、士農工商の下に位置する賤民身分である穢多、非人は

農民の支配を受ける村落共同体の高支配の下に置かれる。このため、宗門改帳及び人別改帳では別帳に或いは未席の一番下に記され、検地帳では「カワタ」、「エタ」と記録される。野非人（無宿）と区別される下小屋非人は「抱非人」と呼ばれ、(1)弾左衛門役所—江戸町奉行所の身分支配と(2)関八州代官—村落共同体の庄屋の高支配の2重支配を社会の底辺で受ける。下小屋非人は高支配のもとに村落共同体の番非人役として「山守、堤番、堰番、門番、野山番」（塩見鮮一郎、前掲書、205頁）を勤め、(1)番役賃銭、(2)米、塩、炭、味噌の現物支給を役料として受ける。非人は「役人村」の番人となり、村落共同体の下級刑吏の役を勤める。非人が長吏小頭の支配下に置かれていることは「掟証文」の中で「非人共髪毛毎月切申候事」と、非人の髪を切り、穢多の支配下に置かれている明しとされている点である。

前掲した表-1に依れば、非人の小屋頭は(1)小屋頭として銀3匁、(2)下小屋非人から銀1匁の家別役銀を徴収し、長吏頭の弾左衛門に正月挨拶の際、支払い、さらに「掟証文」を結ぶのであり、ここでも資本蓄積機構を支える役割を果たす。

(ハ) 長吏頭による江戸車善七非人頭の支配

非人の支配を巡って関八州の在方非人小頭との「掟証文」について述べてきたが、次に江戸における非人頭車善七に対する支配と資本蓄積機構について明らかにする。

弾左衛門が非人頭の車善七と非人支配を巡って訴訟事件の切掛になったのは(1)当道座と(2)からくり師小林新介との訴訟事件である。

(一) 当道座の訴訟と独立

京都の職検校（当道座）は長吏頭の弾左衛門の支配を不当とし、その独立を正統化する訴訟を元禄2年（1690）に次のように江戸町奉行に対して訴えて出た。

「当道座の離脱

【原文】

元禄二年長吏弾左衛門と座頭出入ニ付、京都座頭之内五老檢按江戸江罷出公事沙汰甚舖 弾左衛門代々所持候欵
 明天皇之御朱印、武家頼朝公之御判証文ニツを以、御公儀江差上□ニ申分候得者、五老檢按夜逃ス、依之不得止事
 岩船檢按罷出、又々弾左衛門ト争争ニ及、則彼右大将頼朝公之御時、鎌倉⁽³⁾給候御定法之御朱印一卷差出、

覚

山守、関守、座頭、髪結、牢番、猿引、渡守、筆師、陰陽師、土器師、墨師、傾城、金堀、傀儡師、蓑作、右之外数多有之与雖、是等ハ皆長吏之下たるべし、(中略)其後公儀へ相願候趣ハ、座頭共近来私支配相除度旨申募候得ども、前文之通り先祖より之古例御座候間、昔之通り私手下ニ被仰付被下段訴之、又候右大将頼朝公ハ先祖弾左衛門へ被仰付候支配拾七品之証文指出相願候、(中略)依之岩船檢按被召出、弾左衛門申口之通りヲ以御尋有之、岩船御答申上候には、如仰彼者先祖ハ頼朝公御代者三千町之領主ニ而、御旗本之列に相加り候事故、彼が手下に罷成候得ども、当時者エタ而已之渡世仕候ニ付而ハ、手下に可被成筋無之旨申上、弾左衛門申上候ハ、然れ共三味線之曲ヲ表ニ仕候座頭之義、三味線ハ皮ヲ張候者ニ而候得者、当時逆茂手下之筋ニて候よし申上る、檢按申上候者、座頭表と仕候音曲者琵琶法師と申習ハシ、琵琶を表ニもて遊び申候処、大閤秀吉公之御時西山檢按と申者、琉球国之楽器の内三味線トとなへ候もの渡り候時、久我大納言様御慰に手を付候て用ひ初候、決而三味線

ハ表に不仕候、且琵琶を用ひ来り候事ハ、人皇五十八代光孝天皇⁽⁴⁾の御子雨夜親王御盲目にならせられ、御生涯の御慰に御琵琶を御弄なされ、彼の王子琵琶の曲を御伝ひなされ、其上国々の盲人ども御不便ニ思召、後世盲人の世渡りの為、琵琶を表の業といたすべきと也、是より琵琶法師と申伝へ候、雨夜親王未孫たる故を以、久我様にて官位等茂仕来り候、全三味線は慰にて職之表とハ不仕、琵琶を表と仕候義ニ候と申上候得バ、弾左衛門申上候ハ当時之儀者不用、元来之儀を於相用候者、手下ニ仕候て不苦候筋と奉存候ト申立てけるゆへ、岩船も無申訳既了負載と見る所に、又岩船申上候ハ、弾左衛門申上候頼朝公より被下置候拾七ヶ条の御朱印之内に、山守・関守・座頭と有候ニ付而者、時代之移替ニ而当時者山守被成候方、叡山日光山之御門主も山守たるべし、関守とても昔とは品替り、所々の関守之内に而、就中箱根関守等も、往古の弾左衛門手下に有之候ハバ、座頭之儀も聊申分無之、彼が支配請可申申上げる故、弾左衛門一言之申上義無之、依之右拾七品之内山守・関守・座頭之三ヶ条、永く手下御除被下候事ニ相成、右諍論ハ元禄二己巳年二月より、同年九月十九日迄之事也。」

(塩見鮮一郎、前掲書、112-114頁)

この「当道座」の訴訟は次のように5点に要約されるが、結論として弾左衛門が岩船検校によって論破され、敗訴するのであった。

第1は弾左衛門は鎌倉幕府の旗本として3000石高の領主であり、この領主の下に15職(訴状で17品)を支配し、役銀を徴収する許可権を源頼朝から与えられ、世襲化され江戸幕府の徳川家康からも認められて江戸町奉行に管轄されている点である。

第2は徳川幕藩体制の下では弾左衛門は既に鎌倉幕府の旗本という領主の身分から「エタ而己之渡世仕候」の長吏頭へ転落しているので座頭、山守、関守を支配する正統権を失っている。それゆえ座頭は長吏頭の支配から独立して、自立的な座を組織するのを正当として主張する点である。これが座頭座検校岩船の出張点である。

第3はこの検校岩船が長吏頭の支配から独立したい主張に対し、弾左衛門は検校が家職である三味線を弾くが、その三味線は猫、犬の皮を張っていて、皮革処理権を家業とする弾家の特権であるから三味線を弾くなら長吏頭の支配を受けるのは現在でも正当であるとする論拠である。

第4は皮革処理権が三味線に及ぶことに対して検校岩船は検校=座頭の表の家職が琵琶であるので、皮を使用していないので長吏頭の支配を受ける根拠がないと主張する点である。さらに検校岩船は盲人が琵琶法師を家職にするに至った由来を光孝天皇(58代)の孫で盲人^{あまやのしんのう}の雨夜親王の宣言(盲人は琵琶を家職にせよ)に求めている。

第5は検校岩船が琵琶家職説を新しく主張するが、弾左衛門は昔の起源で座頭を長吏頭の支配下において古い歴史を有しているのでこの伝統を重んじるべきでないかと反論する。この弾左衛門の反論に対し、検校岩船は山守のうちに叡山と日光山の御門主がいる、或いは関守の中には箱根の関守もいる。これらの人が昔のように長吏頭の支配する手下ならば、座頭も支配を受けようと唱え、弾左衛門を敗訴へ追い起み、長吏頭の支配から独立を勝ちとるのである。

したがって、この「当道座」の訴訟での敗訴は長吏頭の支配から座頭、山守そして関守の3職

(品)を離脱させ、独立へ帰結するに至り、ここに長吏頭からの独立を訴える運動と訴訟が続くことになるが、その主なるものは次に見るように(一)からくり師小林新介の訴訟と(二)非人頭車善七の訴訟事件である。

(二) からくり師小林新介の訴訟と独立

このからくり師小林新介の訴訟記録は「勝扇子^{かちおうぎ}」として歌舞伎役者2代目市川団十郎家(成田屋)に相伝され、代々伝えられる文書で次のような長文から成る訴訟文となっている。

【資料6】勝扇子⁽⁵⁾

【原文】

歌舞伎狂言座の輩、穢多の手下并に非人の類に無之証書、宝永五年の公事荒増を記し、二代目市川団十郎⁽⁶⁾これを勝扇と号し家蔵す、斯る証跡を以て四代目の市川団十郎⁽⁷⁾、即三代目海老蔵也、安永二年巳の春中村座和田酒宴栄花鑑⁽⁸⁾の砌、芝居百五拾年寿口上の節、伝来の品々披露の上にて、如比無上御方様へ被為召し者、各々様方河原者七乞食⁽⁹⁾など、御心得違無之様と申せしも、一つは此書によつて也、今是を借受、爰にうつしぬ、既に原本は五代目市川団十郎⁽¹⁰⁾、美濃紙江自筆をもつて、

^(宝) 寛永五年小林新助江戸公事日記写⁽¹¹⁾

京都四条河原からくり師小林新介と申者、江戸へ罷下り、夫より房州江旅芝居に参り、房州の穢多狼藉致候に付、江戸表御番所及御沙汰に穢多の頭矢野弾左衛門と対決仕候覚書写⁽¹²⁾

一、宝永三年戌十月迄、江戸中村勘三郎座⁽¹³⁾に相勤罷在候、村山平左衛門^(右)⁽¹⁴⁾、則同年十月下旬に京著仕候て、霜月朔日より京都万太夫座名代に大和屋利兵衛方に有付、顔見世仕候処に、何と致候哉、不仕合故不当りに御座候に付、亥の六月に吉田六郎次と申者、江戸山村長太夫より役者抱に登り候て、右村山平右衛門同村山平十郎兩人を抱候へ共、平十郎儀同年八月に手附金五拾兩取相果申候故に、無是非金重郎罷下り顔見世計り女形にて罷出、舞台にて鬘を取、荒事仕候得共、埒明不申候て、明春早速罷歸申候、平右衛門首尾能江戸相勤被申候、然共平右衛門京都罷下り候時分、大和屋利兵衛殿方にて金五拾六兩借金御座候て、右の金子は霜月に六兩借り、又極月に五十兩借り申候金子也、此利共式両式歩二朱余にて元利七拾八兩式歩仁朱余参る也、宝永四年亥十月に江戸江下り申候儀、此借金故下り申事難成候に付、色々相談の上、則頭取若林四郎右衛門、藤川武左衛門、金子吉左衛門右三人、大和屋手代忠兵衛に相談被申候は、山下京右衛門に廿兩、右三人江拾兩つゝ、来る三月朔日迄利兵衛殿より借被申候様に、達て頼被申候得共、利兵衛殿何と被致候哉一円得心無之候故、何共難義致候折柄、平右衛門へ如水と申仁被参、兎角ケ様成事は小林新助を頼相談致候はゞ可然と被申候て、人遣し被申候得は、早速新助参候て右の段々承り、残る所なき仕合、気の毒と存候由申候候処、甚節江戸通町式丁目壺屋庄左衛門手代にて清七と申仁登り被合候に付、金子の相談致候得ば埒明不申候候、清七と申候は三条堺町堺屋江相渡申金廿兩有之候、此金子は江戸より登り候ても不苦候間遣し可申哉と被申候に付、平右衛門へ其旨申候へは、成程借呉候様被申候に付、某極月切に致、江戸返済の約束にて借受肝煎、則右の金子に式両式歩式朱余足し金致候て、幸ひ利兵衛様其節繩手三木屋次兵衛殿芝居にて操取立、普請の時分にて候故、其処へ新介参り段々と申候、則亥の十月十六日の夜の六ツ過、札幌にて色々申候へ共一円に合点不被致候故、先右の式拾式両式朱余の利金相渡し歸り、平右衛門と相談の上、最早金子調へ申候所無之候間、思案可有候と対談致、同十六日の夜四ツ過より、平右衛門儀江戸江立せ申候跡に、平右衛門母、同悴、乳母、下人、右の分新介受取、平右衛門は如水、新助、平右衛門弟喜右衛門、伊兵衛、忠次郎、何も同道にて大津松本迄送り、江戸江下し申候、江戸山村長太夫方首尾能顔みせ、朔日より致候て、同霜月下旬に巳の年手附金、同所市村竹之丞方より受取、大和屋方江金子廿兩登し申候、其節我等方江相談申登し、則印金五兩登し申候、然共同十一月廿二日より富士山より砂降り、右の相談案に書通も無之、十二月下旬平右衛門母方

へ飯料登し、其節何卒路銀の才覚被成下し呉候様申来り候、已前の書通にて金子五十両登し、路銀は此方にて算用致候て返遣可申、新助芝居罷出候其時、歩分けに致、四歩六歩にて新助方江借金五拾両登し可申と申參候得共、右とは相違仕候に付、下り申さぬ心にて御座候得共、明子の正月十日迄に書状四通登り申候に付、平右衛門儀は無如在挨拶と存候故、路金才覚致し、子正月十九日⁽²¹⁾京都を発足致、同正月卅日に江戸江著仕候て、閏正月十一日より江戸堺町中村勘三郎芝居隣、已前は河原崎権之助芝居にて、薩摩小源太と申浄り太夫、座元惣八吉右衛門と申者の方江罷出候所、右の吉右衛門儀大分の借銀御座候所に^(方)肩せ方へ歩の談も不申、役者払も不仕候て断申候て、先つ顔見せ致させ候へば、殊の外銭上り申候に付、肩せ方立腹にて江戸御奉行様江御断申上、則子の閏正月十八日に丹波遠江守様御月番にて、座元吉右衛門に手錠被為仰付芝居難成候所に、相談の上にて廿一日迄致候へ共、払取不申候役者故、出不申候は多難成候ゆへ、閏正月廿二日に右の芝居仕廻申候、此上に肩せ方中新介太夫本致し芝居取立可申旨被申候へ共、合点不仕候に付、右人形遣ひ式拾貳人、太夫小源太、栗橋三左衛門と申頭取浪人仕候、右芝居致候内、見物に被參候房州正木村庄屋弟平蔵と申仁、小源太に咄被申候は、我等国方江下り呉候は、金三拾両に一と芝居を買切可申旨被申候に付、右役者共、太夫元、頭取色々と申候に付、無是非房州江下り芝居相勤申候処、正木村にて無別条候所に、同国建山内さなぐら村と申所に次芝居仕居候へば、江戸弾左衛門手代革買治兵衛と申穢多罷下り、則穢多共不吟味の様⁽²³⁾に申、勧進元庄屋久介方江相断申上候へ共、右の平蔵在所正木村穢多善兵衛、庄兵衛兩人、房州の頭故、庄屋致申事に候得ば無是非罷在候得共、此度は他領にて御座候に付、色々⁽²⁴⁾と申候所に、右平蔵久助甥ゆへ、此所にて無其儀、夫より房州丸之内薄谷村と申処へ庄屋平三郎と申者、御旗本外記様御知行にて有之候所江、右平蔵肝煎にて芝居被致、則子の三月九日に初日初め、同十日に安房、上総、下総三ヶ国の穢多共、人数集め何様三百人計、治兵衛を始め善兵衛下知に任、芝居つぶし申候故、則正木村庄屋方江相届、御代官所清水清左衛門様へ御断申、何も役者、太夫、頭取、我等共に江戸江罷歸り、三月廿一日始て町奉行様江罷出申上候事。

右穢多と公事の起り、新助江戸江罷下り候趣、是より江戸にて毎日書置候事は日記に段々書入候、公事の次第荒増、左に御座候。

宝永五年子の三月廿一日に始て町奉行様三ヶ所江罷出候。

坪内能登守様 三月御月番

丹波遠江守様 御立合

松野壱岐守様 御立合、御病氣故、無御座候

三月廿一日、裁談

訴訟人浄瑠璃太夫

薩摩小源太

同頭取

栗橋三左衛門

右兩人町御奉行所江罷出申候

此度房州にて穢多共段々不屈致候旨申上候処に、遠江守様御了管の上、兎角旅芝居の儀は江戸ニヶ所とは違ひ、旅芝居の儀は弾左衛門下夕乞胸同前の旨被仰付候所、弾左衛門と裁評無御座候処、京操師小林新介罷出段々申上候。

是迄は小源太、三左衛門兩人、江戸分に仕候旨申上候得共、右書付申候通り肩に成候故、無是非新介罷出、御白洲に残り、則小源太、三左衛門を引留め、御番所様江申上る、新助口上

一、乍恐申上候、私儀は京都四条河原操師名代御救免被下候小林新助と申者に御座候、然るに旧冬より小源太方江江戸見物乍罷下り呉候様に申越候に付罷下り、御当地堺町小源太芝居江去る^(簡)の正月十九日に京都発足仕、同月卅日に江戸著仕、閏正月十一日より私御当地の芝居江顔見世仕候、然ば右小源太座元惣八吉右衛門と申者、大分借金^(子)の出入に付、閏正月十八日に御前へ罷出、手錠被為仰付候故、右の芝居難成、依之廿一日に堺町の芝居仕廻申候、夫に付房州正木村庄屋弟平蔵と申仁、芝居仕候内見物に被參、幸ひ芝居仕廻候は、一芝居三拾両に買受申度由被申候に付、太夫小源太私方江参り候て、役者救にて候間下り呉候様に、三左衛門兩人色々頼被申候故、罷下り

申候処、此度弾左衛門下に罷成候ては、京都御堂上様方より被召候節、上り申事如何と奉存候、其上私義元来素人にて御座候、尤大坂竹田近江儀は御当地細工人播摩弟子の由に御座候、私義廿三歳の年より時計心掛け、夫よりからくり細工仕、御所様方江罷出、四条にては歌舞伎方江も罷出、又操座江も罷出申候、然ば此度御江戸江初て罷下り、矢野弾左衛門下夕に被仰付候段難義千万に奉存候、尤堺町、木挽町両町四座の義は不苦候段、此義に付申上度御座候、私義も罷下り候節は堺町江下り申候へ共、小源太芝居難成御座候故、房州江同道仕候義に御座候、此上ながら槌に旅役者芝居の義は弾左衛門の証拠御聞届被下候は、難有奉存候、何方にても旅芝居と申物にて役者稽古仕候にて、江戸、京、大坂の芝居江罷出し申事に御座候段を申上候得ば、御両所様、いか様申所一通り有り、然ば公事は残り申候間、まづ弾左衛門を呼かへし、廿五日に罷出候様に被為仰付候、又庄兵衛、善兵衛、治兵衛三人は、弾左衛門江の御預けにて、其日は罷帰り候事。

矢野 弾左衛門

一、先日申上候処に小源太、同三左衛門儀、如何様に被申上候哉、元来歌舞伎芝居、操芝居の儀は、此方より支配仕候例多御座候、先御当地小塚原にて結城武蔵太夫芝居仕候節、一斗樽に鳥目壹貫文、札百五十呉候、其上千住にて和泉太夫芝居候節も樽・札呉候事、何のすべなき事に私方へ呉候哉、差当て浅草觀世音御境内の芝居に虎屋喜元、結城孫三郎兩人の方よりも札百五拾枚呉候、則紙紙・札なども御座候、表書に虎屋喜元、結城孫三郎兩人の太夫書、座元木曾山金兵衛と御座候、先は当分の証拠、是にて御座候段度々申上候に付、同廿七日、右の太夫元共御呼被成候事。

同廿七日に御用有之候て、同四月六日に右の太夫不殘御呼出し被成、御吟味被為成候段、

浄 瑠 璃 和 泉 太 夫
哥 浄 瑠 り 結 城 武 蔵

元は説経也

同 断 同 孫 三 郎
浄 り 太 夫 虎 屋 喜 元
浅 草 芝 居 木 曾 山 金 兵 衛
座 元 浄 り 太 夫 薩 摩 小 源 太
相 人 同 頭 取 栗 橋 三 左 衛 門

御奉行様御尋被為成候趣

右の者共鳥目・札など遣し候段、前々より古例在之候哉可申旨、御尋被成候。

和泉太夫申上候
(26)

一、矢野弾左衛門江私方より樽・札・鳥目遣し候由、曾て私存知不申候、乍恐私義牧野備後守様江先年殿有院様(殿有院様未考)御成被為遊候節、御上覧に預り候者の儀に御座候得ば、ケ様の者共江御礼義可仕様成芝居は不仕候、弾左衛門義何事を申上候も不存候、急度御詮義被下候は、難有仕合に奉存候。

弾左衛門手代 権兵衛申口

一、則木戸に罷在候吉兵衛、傾空より呉候様に申上る。

和泉太夫申上る口上

一、傾空儀は御公儀様御用聞申仁故、為喧嘩口論の頼置候、定て此仁より遣し候義歟、夢々私不存候。

右傾空事訴人故、御公儀様御存の者故、則御制敗にあい申候者に候得ば、重て御尋は無之候、結城武蔵江御尋候時、

武蔵申上候口上

一、小塚原の儀は弾左衛門近所に候得ば、毎日穢多共参り候てやかましく候由、木戸働の者申候に付、私手代長兵衛と申者に申付、やかましく不申候様に頼置申候へ共、弾左衛門方へ札を遣し、下々の穢多共へ申付呉候様に申人遣し候由、則手代長兵衛罷出候、御聞被遊被下候様にと申上候。

是には段々御吟味有之候、長兵衛と弾左衛門、御前にてせり合御座候得共、此義も武蔵、長兵衛申分立申候、

右申上候古例は少も無之候由、被為聞召分候事。

右のせり合段々の事は、江戸荷物日記に不残書印御座候、荒増計に候、然ば其日も暮候て、重て御聞可被成間、帰り候様に被為仰付罷帰り、重て又罷出候、此間十五十六日相延申候に付、段々有之候得共、委細には書印不申候、則日々記有之候、是より御立合、御伝奏屋敷江被為召出御評定、

御老中様
御寺社方様
御勘定方様
御盜賊方様
御町奉行様

右扣日記に御名委細に書付置候、相人前々の者共不残罷出候。

此間浅草観音に芝居仕居申候に付、虎屋喜元、結城孫三郎に札百五拾枚遣し候節に、上書に太夫虎屋喜元、結城孫三郎、座本木曾山金兵衛と申事有之候由、此段申上候様に、丹波遠江守様被為仰出候。

喜元、孫三郎兩人申上候口上

一、私共は太夫元分の儀にて何事も不存候、座元金兵衛より札の義、金銭の義支配被致候と申候に付、金兵衛江御尋被成候。

金兵衛申上候

一、元来拙者、弾左衛門と近付にても無御座候故、札遣し申義曾以て無之候、私共芝居の儀は御寺社様方江御願申上、百日芝居仕候得共、弾左衛門方江札遣し候義、中々無御座候。明細に申上候時に、弾左衛門方より、其義に候はゞ札遣し候、此百五拾枚の書付、札は何方より出候哉、御前にて偽申など悪口仕、其上札上包に進上とは書付申候と申上候。

座元 金兵衛申上候口上

一、其札何方の誰方より参り候も存不申候、私方より遣し不申候と段々申上候。

弾左衛門
手代 権兵衛申上候

一、私方江は新兵衛と申、金兵衛家来より参り候様に申上候故、此義埒明不申、重て新兵衛召連罷出候様に、御町奉行様被為仰付候。又重て新兵衛召連出申様に、金兵衛に被為仰付候て、其日も埒明不申候。

重て御立合江罷出候節、金兵衛、新兵衛召連候て、

御老中中様江罷出申候、御立会日、

金兵衛申上候

一、先日被為仰付候通り、新兵衛と申者召連罷出候と申上る。

弾左衛門
手代 権兵衛申上る

一、新兵衛此方へ札遣し候は売申候哉、有様に被申上候へと申候時、金兵衛木戸新兵衛訴人に成申候

一、弾左衛門も権兵衛も私存不申候、私砂利場に住宅仕候故、若穢多共我等を存知、朝夕逢申候故、札具申候故、八郎右衛門、治郎右衛門と申者に無何心太夫元より貰ひ申候札遣し申候由申上る。是ゆへ此義も埒明不申候に付、兎角駁と致たる証拠、互に申上候様に、御町奉行様被為仰付、仰の其日も罷帰り申候。又重て御立会御評定江罷出候。

一、御町奉行様被為仰出候は、小源太、三左衛門方よりは代々伝り申候巻物持参仕、御前江出し申候て、此表書付に御引合被遊候て、被為仰付被下候はゞ、難有可奉存旨申上候得共、御取上げも無御座、新助江、何にても証拠に成候儀申上候得と、被為仰付候時、新助罷出申上候。

一、元来芝居の儀は漸々八拾年計に罷成候、只今迄穢多の下タと申事、何の証拠曾て不存候、若証拠に被成候はゞ、古き書物に、雍州府志に、⁽³⁰⁾四条河原始りの書付の所に、歌舞伎は名護屋三左衛門、妻国女、始て出雲の神楽の真似して、則今歌舞伎神楽と申事、同浄瑠璃の事は治郎兵衛と申者始て受領して河内大目と申、⁽³¹⁾其後宮内、左内受領致申候事と申上る、御町奉行様、是程能証拠は無之由御申被遊、重て此方にて吟味致可申付由、被為仰出候て、此日は御帰し被遊候。

又重て御傳奏屋敷江御老中様御立会にて被為召出双方被出候事。

訴訟人八丁堀四丁目 江戸薩摩小源太
 同材木町四丁目頭取 栗橋三左衛門
 相人 矢野弾左衛門
 他国革買に出る者也 手代治 兵衛
 房州正木村穢多 庄兵衛
 房州一国の頭
 同断 善兵衛

一、御伝奏屋敷江罷出候、然る処何も様御列座にて御意被遊候は、先^(達)連て新介申上る所の雍州府志の義見申候処に相違無御座、何様歌舞伎始つて八十年の段、左様に相見え申候、其上素人にて、風は出雲の神女をまねびて、其後狂言を致候様に成候段、彼是尤に存候、歌舞伎役者は則神楽^{雍州府志未考といえ共}神楽と有候哉、神遊か^{神楽と有候哉、神遊か}として在之候、又人形操浄瑠璃も賤敷者にて無之証拠には、御所様江被為召、殊に受領致候段、是以弾左衛門申処不屈、弾左衛門用申御朱印の義は、四五年も以前の事、歌舞伎役者は漸く百年に不及候、中々不屈の段、急度御申付可有旨、町御奉行様江御老中様より御申被成候時、丹波遠江守様被為仰出候は、此度於房州に穢多徒党致候段、近頃不屈、又は遠国より罷下り候者共に難儀を掛け申候段、右穢多、弾左衛門手代治兵衛、同房州正木村庄兵衛、善兵衛三人の者共、牢舎被為仰付候、且又牢飯は弾左衛門方より可仕候、扱弾左衛門儀は如何可仕候哉と御尋被成候得ば、御老中様重てケ様成義不申候様に証文取置可申と御申被遊候故、三ヶ所の御町奉行様江証文三通づゝ取被成候て、右の出入、今日不残相済申候。重て新助御願申上候は、

一、此度の儀相済申候上は京都江罷帰り申度候、依之、京江の土産に右の証文一通奉願上候、時に暫くして遠江守様御申被遊候は新助願申候段尤に候得共、元来京都町奉行も御当地より以御目鏡を御登し被成候、其外御代官所、城下に不寄、ケ様の儀有之候は、江戸御老中伝奏屋敷にて相済候段申聞せ、其上にて当地へ尋可来候、然ば其方が申所違無之段、所々奉行聞届け、別条有間敷候、当地へ京都より申来り候迎、四方には様子の知れ候也と御意被遊候、依之、其日此落著仕、皆々帰り申候。

右の穢多共三人は遠島致候由、我等罷登り候てより、おやま次郎三郎方より申来り候。以上

宝永五年子の六月廿六日

右の段々は小林新助方に委細書付在之候、同悴篠塚宗重郎方にも在之候由承り候也。

如此団十郎方の勝扇子に記し之、是歌舞伎の輩、不浄の徒に不有の証拠潔白の書也、仍て爰に書写し置ぬ。其頃、座頭、金剛太夫、車善七等と弾左衛門公事有て、已後、穢多の手下改御定の一件、此次、下記に記し、猶歌舞伎に為穢名の無事を書とゞめぬる者也。

宝永四年丁亥四月⁽³²⁾、江戸長吏弾左衛門と平家座頭と及争論、右弾左衛門方より肥前長吏助左衛門方江下し文、一、此度勾当の内、久家并に京都座頭の五老檢校、江戸結居致、公事に及候所に、未分明不成候間、御屋敷江罷出、代々所持の御証文差上候。

欽明天皇の御朱印 但、御墨印敷

源頼朝公の御判物

御公儀江差上、先例具に申上候に付、右五老檢校、岩船檢校、拙者下た手に致候様被為仰付候間、依之京都より結居致候五老檢校、江戸夜逃に仕り候事。

一、此度金剛太夫⁽³³⁾勸進能仕候所、御公儀様御下知を芝居棧敷杯相調候得共、拙者方江不遂案内候故、不免し出候処、種々御断を申に付免し申、当月下旬より勸進能初り候、自今已後四座の者共勸進能有之時分は、拙者方より申出候通、急度吟味可有候、座頭にても猿楽にても不屈、乱妨候は、急度吟味可有之候事。

宝永四年亥四月 日

相州鎌倉の住人

弾左衛門尉藤原頼兼在判

但藤原を源に改称す

肥前長吏助左衛門殿江

右の趣は去る宝永四年亥二月廿二日、於江戸金剛太夫勸進能在之、廿三日より天気悪敷候故、廿八日より始り、已上四日、諸大名衆棧敷八十軒程、舞台、楽屋以下は、酒井讃岐守御取持にて結構成様子、依之巨細能仕候処、能太夫方より兼て弾左衛門方へ不致案内候に付、舞台打破り申候工みにて、廿八日の朝、諸大名、町人等、貴賤群集の所、能初り可申時分、弾左衛門手合の者五拾人程召連候て、鎗、長刀勿論、上下を著候て舞台江より、犬の革式拾枚程持せ、使を以て、^(候脱カ)金剛太夫罷出候後可申聞旨有之、急に罷出候へと申遣候得共、太夫は出会不申、其内に御老中様より御扱成に付、弾左衛門手合の者連罷出、事相濟、已後弾左衛門手下可為旨被為仰付候故、右の通、肥前長吏助左衛門方江申遣し候、然る処、又享保七年寅五月に、非人長吏車善七と出入、已来度々御裁評有之の所、善七方よりは弾左衛門支配に無之候段争論、去る廿一日御評定所江双方被為召出候。

穢多長吏 矢野弾左衛門

非人長吏 車 善七

^(衍)但善七方 一類 七人

^(定)⁽³⁴⁾^(候脱カ)

右の善七方の七人者と申候、同式人者三人者、右の五人は非人支配の者共也、御評定所にて被仰渡は、五年已前より度々御裁有之、善七儀弾左衛門支配にて無之段争論不届に候、当善七、拾三歳、幼少の者にて何事も不存候所、右七人の者共争論、以之、七人は弾左衛門江被下、弾左衛門方の仕置可申付候、右の七人家財闕所に仕候旨被仰渡候処、七人の内一人は無念と存候哉、御評定所の石垣に頭を打付け舌喰切相果候、弾左衛門方より一人に四人宛、^(定)御評定所の牢石垣に頭を打付け舌喰切相果候、弾左衛門方より一人に四人宛、御評定所の牢輿に乗せ、町御与力衆同心衆押へ、弾左衛門被參候、弾左衛門方より善七方の屋敷江、七人の者共家財闕所に差遣し候所、善七小屋の内騒動にて、善七は溜江立退申候、右家内門を閉、門内へ壱人も入不申候、三人者、式人者、右の者は七人者と組不仕候に付、御構無之候、善七儀幼少成者に候間、守立遣し候様にと被為仰付候。

弾左衛門手下の者

- | | |
|----------|----------|
| 一、長 吏 | 二、平家座頭 |
| 三、猿 柴 | 四、陰 陽 師 |
| 五、壁 塗 り | 六、轆 轤 師 |
| 七、鑄 物 師 | 八、辻 売 |
| 九、石 切 | 十、鉢 敲 |
| 十一、渡 守 | 十二、笠 縫 |
| 十三、非 人 | 十四、一錢剃刀 |
| 十五、壺 作 | 十六、筆 結 |
| 十七、関 守 | 十八、舞 々 |
| 十九、煮 革 屋 | 二十、皮 屋 |
| 廿一、獅 子 舞 | 廿二、釜 師 |
| 廿三、ハタ大工 | 廿四、説 経 |
| 廿五、紫 屋 | 廿六、傀 儡 師 |
| 廿七、猿 舞 し | 廿八、藍 屋 |
| 廿九、傾 城 屋 | 右の廿九座也 |

私云、二、平家座頭軍用 十三、非人^(異)今誤る、貧人を非人と呼ぶ 十七、関守^(異)太平と乱世と口伝 廿二、オサカキ 俗にも云 廿三、ハタ大工、磔はたもの 廿九、傾城屋日本に轡屋と書す
但し湯屋風呂敷は可為傾城屋の下、人形屋は傀儡師の下たるべし、源頼朝公御判在之、則頼の一字被下、頼兼と名乗、系図有り。

穢多と非人の事

一、安部の清明人形を作り、終りに一条戻橋の河原に捨候所、変化して人間と契り子を産、又一説に飛驒の内匠竹田の番匠、内裏御造営の時人形を作り働しむ、其時官女、此人形と契り子を生子、造営の終り河原に右の人形を捨るに牛馬をはぎ喰事を専ら楽しみとす、あばら骨一枚にして膝の骨なし、非人と申は是なり、又穢多の説は元来燕の国の太子丹の子孫にて、元楚者と有り、昔難風に吹流され日本江著岸して朝夕の渡世なく山林に入、鳥獸⁽⁴¹⁾を取喰ひ食をしけり、其頃神明の盛なるゆへ穢を忌て、穢と呼ならはせし也、去る故今町並をはなれ住と貞観式目に見えたり、然る時は、穢多、非人の上に立事分明也、又乞食といへるは穢多にあらず、非人にも不在者也。

右の趣寛文七末⁽⁴²⁾の三月二日に相定候処に、此度善七と弾左衛門争論、依之又々改被為仰付候もの也。

享保七壬寅五月日⁽⁴³⁾

右も則勝扇子に記あるを其儘に書写ぬ。」

(塩見鮮一郎、前掲書、116-135頁)

弾左衛門の長吏頭支配を不当として浄瑠璃太夫源太夫、同栗橋三左衛門は(1)江戸町奉行に訴え、(2)伝奏屋敷での調査・質問、そして(3)老中の介入を経て結着を見るが、結論づけるならば、(一)浄瑠璃、(二)歌舞伎、そして(三)糸から操り人形師への長吏頭支配の既得権を斥りぞけ、独立を認める判決を下す。こうした経過を辿るこの訴訟は資料の長文さから、次のような3つの図式に纏められ、幕府の文化政策、とりわけ町人文化の繁栄を奨励するインセンティブを含意するものと見なされる。

(三) 非人頭車善七の訴訟と独立への動き

(イ) 第一次訴訟(宝永5年3月21日)と弾左衛門の勝利

第一次訴訟は宝永5年3月京都浄溜太夫の薩摩小源太と弾左衛門手代の皮買治兵衛との間で争われ、次の図-1のような裁判関係者で行われる。

浄溜座太夫の薩摩小源太はあやつり人形師小林新助と組んで房州村庄屋弟平蔵の招きで房州正木村、館山市真倉村^{きな}で興業を行っていた時、江戸の弾左衛門手代皮買治兵衛と房州穢多小頭正木村の善兵衛、同庄兵衛による興業差止めの要請を受ける。しかし、正木村庄屋久介が勧進元であるため、農村の庄屋による高支配に対し、弾左衛門の在方身分支配は従属する関係に立っていたことから、正木村庄屋久助は調停し、事なきに終わった。だが、小源太と小林新助は房州丸之内澤谷村^(藤谷)(旗本外記知行地)で正木村庄屋久助の甥平蔵の手配によって興業をしていた3月10日に正木村と離れた「他領」のため「安房、上総、下総三ヶ国の穢多共、人数集め向様三百人計、治兵衛を始め善兵衛下知に任、芝居つぶし申候」の騒動に遭遇する。

図-1 第一次訴訟(宝永5年3月21日)の原告と被告

被告=訴訟人	原告	江戸町奉行
(1) 浄溜座太夫 薩摩小源太	(1) 弾左衛門手代皮革 治兵衛	(北)坪内定鑑
(2) 同 頭取 栗橋三左衛門	(2) 房州の頭正木村穢多 善兵衛	(北)松野助義
	(3) 同 庄兵衛	◎(南)丹羽長守

(◎裁判担当)

このため、江戸に帰った小源太は宝永5年(1708)3月21日江戸町奉行所に訴え出た。この裁判(公事)は南町奉行田羽遠江守長守の了簡の上、弾左衛門の長吏頭の支配権を認め、「旅芝居の儀は弾左衛門エタ乞胸同前の旨」と判決を下した。すなわち、第一次訴訟は弾左衛門の長吏頭としての浄瑠璃支配を認め、乞胸の大道芸の一種と位置づける。小源太はあやつり師小林新助を加えて次のような二次訴訟を行うのである。

(ロ) 第二次訴訟と弾左衛門の主張

第二次訴訟は京都あやつり人形師小林新助と弾左衛門を中心に次の図-2のような関係者を中心に争われる。

第一次訴訟の敗訴を受け、小林新助は弾左衛門の長吏頭による旅芝居への支配権を認める判決に対し、控訴して第二次訴訟を江戸町奉行に起した。この結果、第二次訴訟は図-2のように原告(C)と被告(A)、そして証人(B)の関係者から構成される。

- (一) 小林新助は弾左衛門の旅役者芝居に対する支配権の正統性とその証拠を明示して欲しいと訴え、取り上げられ、弾左衛門を奉行所に3月25日に呼び付ける。
- (二) 弾左衛門は「元来歌舞伎、芝居、操芝居の儀は、此方より支配仕候」と答え、その証拠として次のように述べる。

「先御当地小塚原にて(2)結城武蔵太夫芝居(哥浄瑠璃)仕候節、一斗樽に、鳥目壱貫文、札百五十呉候、其上千住にて(1)和泉太夫芝居(浄瑠璃)候節も樽・札呉候事、何のすべなき事に私方へ呉候哉、差当て浅草観世音御境内の芝居(浄るり)に(4)虎屋喜七、(3)結城孫三郎兩人の方よりも札百五十枚呉候、則包紙・札なども御座候、表書に虎屋喜七、結城孫三郎兩人の太夫書、座元木曾山金兵衛と御座候、先は当分の証拠、是にて御座候」

以上のように、図-2のB証人の欄には弾左衛門への謝礼金・樽・札等の^{ろせん}樽銭(興業税)が掲げられているように、弾左衛門は証拠として樽銭の古例の儀式に関する証拠書類を奉行所へ提出する。

図-2 第二次訴訟の原告と被告

A 被告=訴訟人		C 原告	
(1)	あやつり人形師 小林新助	(1)	弾左衛門
(2)	浄瑠璃太夫 薩摩小源太	(2)	弾左衛門手代皮革 治兵衛
(3)	同 栗橋三左衛門	(3)	弾左衛門手代 権兵衛
B 証人		(4)	房州正木村長吏小頭 庄兵衛
(1)	浄瑠璃 和泉太夫 { 樽 札	(5)	同 断 善兵衛
(2)	歌浄瑠璃 結城武蔵 { 一斗樽 鳥目壱貫文 札百五十枚		
(3)	同断(元は説経也) 結城孫三郎		
(4)	浄るり太夫 虎屋善七		
(5)	浅草芝居座元 木曾山金兵衛		

こうした、弾左衛門が提示する証拠（櫓銭の古例）の根拠、既得権の合法性、或いは正当性が4月6日から審査するために証人達が奉行所に呼び出されるのである。そして証人達が弾左衛門にこれら樽、金銭、札を贈与したのは櫓銭の古例に倣った慣習儀式だったのかと問われ、裁判の中心に据えられる。大道芸として興業する場合、慣例として興業主が櫓銭を興業税として長吏頭の弾左衛門に支払うのは通説として一般化していたが、江戸町奉行は老中との評議所での検討の中でこの慣習を知らないふりをして文化政策の奨励に重点を置き、歌舞伎、能、浄瑠璃等の独立、保護に踏み出す。こうした幕府の判決は証人の櫓銭と見なさない証言に裏付けられ、弾左衛門の敗訴判決を既に固めていたのである。すなわち、

(1) 和泉太夫の場合は、櫓銭の古例でも何でも無くまた、弾左衛門に「御礼」するような芝居もしていない。したがって、私は知らないことです。木戸番の吉兵衛が喧嘩口論を防ぐ判断でやったのでしょう。

(2) 歌浄瑠璃結城武蔵の場合、手代長兵衛が小塚原の刑場に近いので毎日穢多共が来て騒ぐので、静かにするように取締ってもらうべく弾左衛門に礼を呉れていたようで、櫓銭の古例について私の知らないことです。手代長兵衛は弾左衛門と口論になり、古例として呉れているのではなく、一時しのぎのものであると主張を押し通した。

以上証人調べをし、証人達は櫓銭の古例の慣習で呉れているのでなく、臨時の必要に迫った時だけ、手代、或いは木戸番が礼を呉れているにすぎず、太夫、座元の知らないところであることが証言されている。この証人調べが終わり、次の三段階として伝奏屋敷での評定が下されることになる。

Ⅱ 第三段階伝奏屋敷での評定と弾左衛門の敗訴

伝奏屋敷では(1)老中、(2)寺社奉行、(3)勘定奉行、(4)火付盗賊改役、(5)江戸町奉行等から成る評定所が開かれた。評定所は(1)浅草芝居木曾山金兵衛の礼を櫓銭の古例なのかについての根拠、(2)小林新介の「^{ようしめんふし}雍州府志古記録」(山城国の古記録)の証拠物件の調査等を中心に、審問と調査を行った。

(1)の木曾山金兵衛の取調は(一)本人と(2)木戸番新兵衛との2人に対して次のように行われた。

(1) 浅草芝居木曾山金兵衛の取調

本人金兵衛は弾左衛門について面識もなく、さらに櫓銭の古例として礼をしたことについて知らない。何故なら、芝居は寺社奉行に届けて、その許可のもとで百日芝居を開くのであるから、弾左衛門へ礼（櫓銭の古例）をする義務が無いからである。(二)礼を届けたのは木戸番の新兵衛であると、弾左衛門の手代権兵衛が証言したので、新兵衛への取調が次に行われた。

新兵衛は弾左衛門屋敷の近くの砂利場に住居を構えているので、朝夕往復する穢多共と挨拶する仲になり、その中で八郎右衛門、治郎右衛門に太夫から貰った礼を呉れてやったことがあるが、櫓銭の古例に倣ったのでない旨を証言する。ここでも櫓銭の古例として弾左衛門への礼が行なわ

れたかは不明となっている。

（2）小林新助の「雍州府志」の証拠調べ

証人調べではあやつり人形芝居、浄瑠璃そして哥浄瑠璃、浅草芝居座元は櫓銭の古例儀式として礼・金銭を弾左衛門に呉れていたのではなく、主に木戸番の現場取締の上から臨時に礼・金銭を呉れていたことが窺える。そして、裁判の最終局面に至ったが、小林新助への証拠調べはまさに前に述べた当道座（座頭・検校）の元禄2年における岩船城泉の証言と軌を一にするように行われ、元禄時代の大衆文化の頂点に立つ浄瑠璃・歌舞伎・あやつり人形芝居を弾左衛門の長吏頭支配から独立させ、一層の発展を奨励するインセンティブ（保護・育成）を合意するような経過を辿りつつある。ここに小林新助は「雍州府志」の古記録に基づいて歌舞伎の始まりを80年前に遡もどった四条河原に求められる。「歌舞伎は名護屋三左衛門、妻国女、始て出雲の神楽の真似して、則今歌舞伎神楽と申事」と。次で浄瑠璃の起源について小林新助は古記録で裏付けられたものとして「同浄瑠璃の事は治郎兵衛と申者始て受領（官位）して河内大目と申、其後宮内、左内受領致申事」と答え、天皇の芸能民と見なし、弾左衛門のエタ支配を受けていない歴史を証拠として証言する。

最終局面に入り、老中が裁判の指揮を取り、これら歌舞伎、浄瑠璃の起源を巡って小林新助と弾左衛門を対立させる証人調べに入った。

弾左衛門6代目集村^{よりむら}は前に述べた「享保4年（1719）・弾左衛門由緒書」で鎌倉幕府を開いた源頼朝から長吏頭の御判物を与えられ、大道芸能の24職を支配することを許されたと告げるが、400年前のことに遡のぼってしまう。

こうした時間差の不合理性・起源の不明さから、老中は江戸町奉行に弾左衛門の敗訴と牢舎への禁固を申付ける旨を告げ、ここに一件落着を見る。老中立会いの元での歌舞伎、浄瑠璃の起源論は次のように議論され、結論に至った。

「歌舞伎始まって八十年の段、左様に相見之中候、其上素人人にて、風は出雲の神女をまねびて、其後狂言を致候様に成候段、彼是尤に存候、歌舞伎役者は則神楽雍州府志未考といえ共神楽と有候哉。神楽かとして在の候、又人形操浄瑠璃も賤敷者にて無之証拠には、御所様江被為召、殊に受領致候段、是似弾左衛門申処不屈、弾左衛門用申御朱印の義は、四五（百）年も以前の事、歌舞伎役者は漸百年ニ不及候、中々不屈の後、急度御申付可有旨、町御奉行様江御老中様より御申被成候…」

この訴訟（公事）は弾左衛門の敗訴となった、この結果、24職のうち長吏頭として幕末まで支配するのは(1)穢多、(2)非人、(3)猿飼、そして(4)乞胸^{こいむね}の賤職となる。小林新助の勝訴となり、能、狂言、浄瑠璃、歌舞伎、そして操人形芝居等は弾左衛門支配から独立することとなる。2代目市川団十郎は独立を勝扇子^{かちおうぎ}と呼び、この訴訟記録を家宝として一子相伝する。4代目市川団十郎は安永2年（1773）「芝居百五拾年寿口上の節」、歌舞伎を「河原者七乞食など、御心得違無之様と申し、啖呵^{たんか}を切る。なお、「河原者七乞食」とは「猿楽・田楽・ささら説教・青屋（牢舎清掃人）・

河原の者(穢多)・革尾・鉢叩」のことである。

この「勝扇子」に収集されている記録綴のうち、重要な文書は非人頭車善七が弾左衛門から独立する訴えを起し、享保7年(1722)に弾左衛門の勝訴に終わった訴訟記録である。

(二) 幕末期車善七の訴えと独立

非人頭車善七の訴訟に至った経過は「旧事諮問録」(青蛙房三好一光氏校注1965年)での江戸町奉行を勤めた山口泉処(山口駿河守直毅(南)在慶応元-2年)によって次のように描かれている。

「問 あなたの町奉行の時にむづかしい公事がありましたか。

答(山口泉処) 左様。穢多頭の弾左衛門と、乞食頭の車善七と争論の公事は、随分むづかしい公事でした。これは実に難物で、前の奉行がやっておったが、難物だから棄てておいたものです。しかし公事の淹滞は奉行の不職ゆえ、やって見ようと存じ、よせばよいのに手をつけて見ますと、なるほど難物。

けれどもやりかけたものゆえ、努めていたしました。一体かの弾左衛門というのは御承知の通り非人の総督であって、その下に車善七というのがあって、これも由緒柄で、弾左衛門の手下におりましたけれども、隠然独立の出来る身分であります。ところが善七の方の仕事というのは引廻し獄門などの時に人足を出したり、或いは縛った罪人を連れて奉行所と牢屋敷の間を往復したりすること、つまり、弾左衛門の方へ人夫を出すのが公用なのですが、それに対する弾左衛門からの手当が、世間の物価高が高くなっても、昔のまゝのあてがいで少しも上げない。すべて弾左衛門の善七を見ること、さながら手下の如くなので善七は我慢がならない。何とか弾左衛門の手から独立したい。それが出訴の趣旨なのですが、弾左衛門の方が承知しない。何故というにこの事たるや東照宮御入国以来仕来った事で、今それが私の手を離れて独立するようでは、私の職掌がつとまりませぬから、関八州の穢多非人、すべて御奉行様にお渡し申すから、穢多頭になってくれという。」

(笠間良彦「江戸町奉行所」, 33頁)

江戸町奉行山口直樹毅はこの訴訟の難事さについて弾左衛門と非人頭車善七の果たす役割が社会の底辺で幕藩体制の公的インフラストラクチャの維持・保安サービスを分担して担い、幕藩体制の支え棒になっていることに由ると考える。特に、弾左衛門役所は役として(1)伝馬町牢獄、小塚原と鈴が森刑場の刑吏を手助する隠亡、縄取り(横目非人)、病因護送の眷かつぎ、牢内清掃人、(2)斬首囚人の押えつけ人、溜の世話人、(3)罪人引廻しの道具持人、刑場の張番人、(4)火付盗賊改役所内仮牢の囚人世話人、(5)弾左衛門役所内牢の清掃人、世話人、(6)野非人狩り等に非人頭車善七の非人を派遣し、使役させ、(6)家職の皮革処理、藺草灯心処理をする問屋制家内工業の生産工程を担わせ、穢多小頭の下で「太鼓を張ったり、雪踏を作る下働きを善七の方でしていた」(笠間良彦、前掲書、34頁)のである。このように非人頭善七の抱非人は(1)弾左衛門役所と江戸町奉行所、火付盗賊改奉行所の監獄業務、溜の世話・護送・清掃を担当し、(2)弾左衛門の家業である(イ)皮革処理権、(ロ)灯心専売の生産過程を担当し、(ハ)野非人狩りを行って弾左衛門体制の中核業務を担っているのである。もし非人頭車善七が弾左衛門の長吏頭による支配から独立するなら、弾左衛門体制も江戸の公的インフラストラクチャも崩壊し、徳川幕藩体制を解体に追い込む原

因となる。こうした非人頭車善七を弾左衛門の支配に服従させておくことが江戸社会を裏から支え、秩序を保つためにも不可欠なこととなっている。それゆえ、まさに、非人頭車善七の独立は江戸町奉行の誰もが避ける「実に難物」で、「難物だから棄てて」置かれるほどの問題の深刻さを有している。

非人頭車善七の独立への訴えは江戸時代に何度か行われるが、しかし第1回目は敗訴に終わった。享保7年（1722）第1回の敗訴は前述した市川団十郎家に伝わる「勝扇子」の中に次のように記録されている。

「享保七年寅五月に、非人長吏車善七と出入、已来度々御裁評有之所、善七方よりは弾左衛門支配に無之候段争論、去る廿一日御評定所江双方被召出候。

穢多長吏 矢野弾左衛門
非人長吏 車 善 七
但善七方 一 類 七 人

右の善七方の七人者と申候、同式人有三人者、右の五人は非人支配の者共也、御評定所にて被仰渡は、五年已前より度々御裁有之、善七儀弾左衛門支配にて無之段争論不届に候、当善七、拾三歳、幼少の者にて何事も不存候所、右七人の者共争論、以之、七人は弾左衛門江被下、弾左衛門方の位置可申付候、右の七人家財闕所に仕候旨被仰渡候処、七人の内一人は無念と存候哉、御評定所の石垣に頭を打付け舌喰切相果候、弾左衛門方より一人に四人宛、御評定所の牢輿に載せ、町御与力衆同心乗押へ、弾左衛門被参候、弾左衛門方より善七方の屋敷江、七人の者共家財闕所に差遣候所、善七小屋の内騒動にて、善七は溜江立退申候、右家内門を閉、門内へ壱人も入不申候、三人者、二人者、右の者は七人者と組不仕候に付、御構無之候、善七儀幼少成者に候間、守立遣し候様に被為仰付候。」

（塩見鮮一郎、前掲書、132-13頁）

㊦ 車善七の第一次敗訴とその結末

第1回の訴訟は享保2年に起き、7年（1722）に結着を見るが、5年を費している。この訴訟記録は(1)車善七の独立、(2)車善七の7人衆の存在、(3)車善七側敗訴による処罰、(4)弾左衛門の善七・7人衆への処罰、(5)非人頭善七への後見役等について纏めている。

- (1) 車善七はこの公事（訴訟）の時に、「拾三歳、幼少の者にて何事も不存」ぬ状態の中での訴訟である。
- (2) 車善七の後見人は七人衆と呼ばれる手代共であり、「七人の者共争論」を起すのである。この「善七方の七人者と申候、同式人有三人者、右の五人は非人支配の者」である。
- (3) この「七人の者」が幼い車善七を擁し、弾左衛門の長吏頭からの独立を画策し、「善七儀弾左衛門支配にて無之段争論」を起こす。この「七人の者」の訴えは幕府評定所によって「不届に候」の判決を受け敗訴となる。
- (4) この判決を受け、善七と「七人の者」は「弾左衛門江被下」られて、弾左衛門役所牢に収容され、弾左衛門の長吏頭としての裁きを科されることになる。というのも、非人、穢多の裁判権は長吏頭の弾左衛門の大権（圧政）に属し、「役人村」の「小さな政府」の君主権でもあ

るからである。したがって、江戸町奉行が善七と「七人の者」の処罰を弾左衛門役所に委ねられることにしたのもこうした慣習に倣った^{なら}対処の仕方である。「七人は弾左衛門江被下、弾左衛門方の仕置可申付候」と。そして判決は「七人家財闕所に仕候旨被仰渡すのである。この判決に抗議して7人の内1人が自殺する。「七人の内一人は無念と存候哉、御評定所の石垣に頭を打付け、舌喰切相果候」と。

- (5) 弾左衛門は車善七宅を封鎖し、(一)「善七を溜から立退」かせ、(二)「家内門を閉じ、門内へ壱人も入申」なく、家財を「闕所」にする。その上で、弾左衛門は幼い車善七の後見人役を勤める。「善七儀幼少成者に候間、守立遣し候」と。

(ハ) 幕末期車善七の敗訴と結末

享保7年(1722)の車善七訴訟は車善七側の敗訴に終り、弾左衛門の支配下に服従を余儀なくされる。しかし、幕末に至ると、江戸町奉行(南)山口直毅が車善七の弾左衛門の「圧政」に対する独立を求める訴訟を取りあげ、その独立への「難事」に苦しんだことは前述したところである。幕末に再び車善七の敗訴への契機になったのは車善七側の町人直訴(駕籠訴、^か ^こ ^み ^み)にある。江戸町奉行山口直毅はこうした車善七方の敗訴になる町人直訴について次のように述べる。

「善七の方も承知しませぬ、殊に訴状なども好い書生か何か抱え込んでいたのでしょう。漢文交りで立派なもの。人物も三十幾つか四十歳位いで小肥りの能弁水の流るゝ如くですから。どうしても善七の方が良くきこえる。その申す言葉にも開け行く今の時節に弾左衛門の言うが如き圧政ではいかぬ。御入国時代とは人気も違うから、接待方も改革せよと申すのですが、弾左衛門は何と言っても承知しない。御奉行様に穢多頭になって下されの一点張り、その時に吉田駒次郎という与力を下吟味の掛りにしておきましたが、それが困ってしまって、もう一遍直吟味を願うと言います。善七の方は余程思い立ったと見え、檄文をとばし、内々本願寺を借り切って集会し、残らず血判などしたことも分かりました。ちょうど穩密廻りがその檄文の写しを手に入れてきました。また奉行の登場を途に待ち伏せて奉行を馬から引き摺りおろして取りひしごうとしているとの風説があったとか。数奇屋橋の下に潜んでいたその廉で善七を処分しました。即ち御法の檄文とは何事であるか。しかのみならず本願寺へ押入って清浄の地を汚し、あまつさえ奉行に手向いを謀る。不埒につき御仕置を申付けたというので、とうとうそれで服罪してしまったのであります。その次に弾左衛門を呼び出し、今の時勢によって、善七配下の賃銭の増し方、並びに接待向きの改革等を速に行なうべき旨を申渡しました。その時に弾左衛門が善七を野州かどこかへやり、自分の子供の某へ、善七家の相続を弾左衛門より願い出ました。」

(笠間良彦、前掲書、33-34頁)

江戸町奉行山口直毅が訴への1つとして「ただ部下に立つのが厭なのです」と挙げているが、その実態は弾左衛門の「圧政」に対する訴訟である。この圧政は(1)徳川家康の「御入国時代」以来210年以上も続くことに対する忍耐を超えるものとして作用し始め、(2)人足への賃銭も最初の低水準のままで「少しも上げない」ので「我慢がならない」臨界点に達し、(3)善七を「手下の如く」待遇し続け、限度を超えている等の苦痛と不満を深めているのである。善七が弾左衛門の封建的圧政と奴隷状態に縛りつけられていることから「出訴」するのも根拠のあることと、江戸奉

行山口直毅は理解し、弾左衛門に改革を進めてその待遇改善を求める。そのうち善七は「御法度の檄文」事件を起こし、弾左衛門批判の露見によって公事（裁判）は一挙に善七への「不埒」な有罪判決へ決審するのである。善七の「不埒」な有罪判決は次のような点にある。

第1は「御法度の檄文」を配った点である。

第2は1の檄文を作り、血判をするのに集会を「本願寺」で行い、「清浄な地を汚し」た点である。

第3は「数奇屋橋の下に潜んで」、「奉行の登場を途待ち伏せして奉行を馬から引き摺りおろして取りひしごうとしている」、つまり町人直訴（駕籠訴、^か駈っ込み）による非合法の行為に出ようとした点である。

江戸町奉行山口直毅は善七とその手代に対し「不埒につき御仕置」の有罪を宣し、弾左衛門役所へ入牢を申し付ける。他方、江戸町奉行は弾左衛門に(1)非人頭車善七への支配を認め、(2)改革案として(1)善七配下の「賃銭の増し方」、(2)「接待向きの改革」の実施を附加条件にすることを申し付ける。

弾左衛門は(1)非人頭車善七の独立を阻止することで、弾左衛門役所と家業（皮革処理権、灯心専売）を営むのに必要な人足、非人を獲得することで弾左衛門体制を継続することを可能にされ、(2)この弾左衛門体制（長吏頭による非人の支配・服従で維持される）の「職掌」を一子相伝するため、有罪の車善七を「野州かどこかへやり」、代りに車善七家の主に「自分の子供」を就かせ、「善七家の相続」を願い出て、弾左衛門家と車善七家との親族関係の絆を強めるのである。

(ト) 非人頭車善七の家職と弾左衛門体制の支え

以上のように享保7年（1722）の第1回独立への訴訟から幕末迄何度かにわたって公事（訴訟）を繰り返すが、車善七の独立への夢は叶わず、弾左衛門の長吏頭としての支配に服従し続けることになるのである。したがって、非人頭車善七は幕藩体制と江戸社会のインフラストラクチャーの維持と保安サービスを監獄の刑吏・奉仕人として支え続けるのであり、まさに弾左衛門の資本蓄積機構を支える礎^{いしづえ}として組み込まれ続けられるのである。すなわち、非人頭車善七と弾左衛門の職掌に必要な人足を供給するのを「公用」の役職とし、弾左衛門の圧政の下で「手下の如く」服従を強いられ、その「由緒柄」から「隠然独立の出来る身分」であったにも拘わらず、支配を受け続けるのである。この点について、江戸町奉行山口直毅は、弾左衛門と車善七の関係をメダルの表裏と見なし、両者合わせて初めて成り立つ弾左衛門体制と位置づける。「善七の方の仕事というのは引廻し獄門などの時に人足を出したり、或いは縛った罪人を連れて奉行所と牢屋敷の間を往復したりすること、つまり弾左衛門の方へ人足を出すのが公用なのです」と。

かくて、非人頭車善七は弾左衛門の役^{かなめ}の要である監獄の刑吏を請負い、現場（火付、盗賊改役、江戸町奉行の牢獄、刑場、溜、弾左衛門役所牢）等の囚人を扱う人足、番人を非人の家職とし世襲化するのである。ちなみに、囚人を扱う職務は次のように分類することができる。

「囚人の取扱いは、原則として牢屋同心、牢屋下男(石出帯刀の配下)が扱うのであるが、手が足りなかつたゆえか囚人を卑しむ気風からか、いつしか非人が取扱うようになり、奉行所へ出頭の時の縄取り(「江戸町奉行事蹟問答」によると、縄取りは横目非人これをとるとあり)、また病因護送の舂かづぎ、牢屋敷内の清掃などに非人頭車善七のもとから派遣されていた。このほか、牢屋敷内での斬首のオりの囚人を押えつける役、病因を預かる浅草千束町と品川にある溜の世話、罪人引廻しの折の捨札・幟・槍・捕物道具の携待、刑場の張番、火付盗賊改役所内仮牢の囚人の取扱いを行なつた。」

(笠間良彦, 前掲書, 154頁)

笠間良彦は、囚獄の刑吏として石山帯刀の配下である牢屋同心^{ろうやしもおとこ}—牢屋下男の下に囚人を扱う人足として車善七の非人を位置づけ、囚人ピラミッド身分階層の底辺を担う非人の役割を明らかにしている。「これら囚人を扱う非人は公の役職ではなく奉仕という形で行なわれたのが、一種のしきたりとなつたものであるから、はっきり囚獄に所属したわけではない。」(笠間良彦, 前掲書, 154頁)と。

なお、「江戸砂子」に依れば、大御番の石山帯刀が囚獄の刑吏になつたのは徳川家康によって小伝馬町の大榎の下で悪者を引渡されたことに由来すると述べられ、以降幕末迄小伝馬町牢屋敷を職掌として管理することとなる。石山帯刀の職掌とするこの小伝馬町牢屋敷は(1)大牢(一般庶民)、(2)二間牢(無宿牢)、(3)揚り屋(下級武士)、(4)女牢(西大牢と東口遠藤部屋)、(5)揚り座敷、(6)百姓牢等から成り、(イ)男女別、(ロ)身分別(士農工商)になっている。

この牢屋敷の外に、病気の囚人は「溜」と呼ばれる病檻に収容されるが、この「溜」は、非人頭車善七の管理するところとなり、車善七の家職として世襲される。

車善七の家職として管理する「溜」は「御定書百カ条」に「入牢の上重病之者は御仕置伺置候者にて溜へ遣可申事」と位置づけられ、幕府行刑制度の一端を担う囚獄所である。弾左衛門が長吏頭として支配する非人頭車善七は浅草千束町に「溜」を図-3のように管理し、もう1人の非人頭松右衛も弾左衛門の支配に服して品川の「溜」を図-4のように管理する。

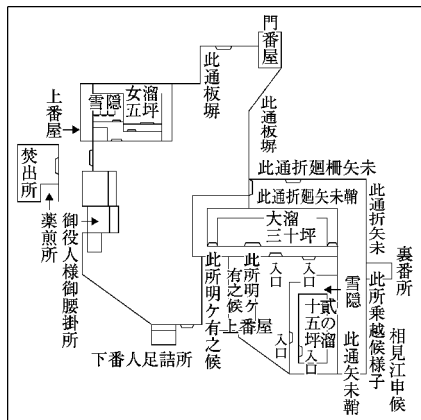


図-4 品川の「溜」屋敷

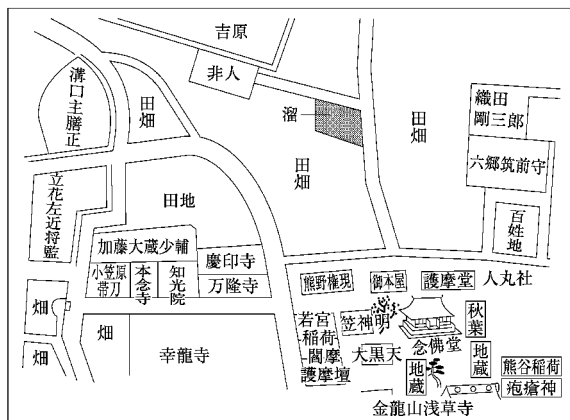


図-3 浅草千束町の「溜」と「非人」困地
(笠間良彦, 前掲書, 159頁より作成)

図-3での浅草千束町の溜は非人困込地と隣りに位置し、車善七の眼のとどくところにあり、また、浅草新町の弾左衛門邸からも近距離に置かれている。図-4での松右衛門の職掌する品川の溜屋敷は(一)「大溜」、(二)「貳の溜」そして(三)「女溜」から成っている。これらの溜には宝永7年(1710)から寺社奉行、勘定奉行所の病気の囚人を收容し始め、従来からの江戸町奉行所、火付盗賊改方の病気の囚人を含めるとかなりの囚人数を預るようになった。溜には無宿者、道端病人も享保7年(1722)から一時收容するようになり、人足寄場化の様子を示し始め、養育所構想から石川島人足寄場へ展開する礎となり、田沼意次から松平定信への転換を促進することにもなる。

なお、伝馬町牢屋敷の経費は明和7年(1770)に金2527両、そして天保12年(1842)に7800両余、さらに幕末に2万両へ増え、囚人も7000人近くの收容に達する。そのうち、両溜(浅草と品川)の経費は明和7年(1740)金165両3分から幕末天保12年(1842)の金616両1分に急増し、約4倍弱の増となる。この幕末での両溜での囚人は847人に達する。牢屋敷から病気の囚人として溜へ移される囚人の数は3分の1に達し、在牢での病気に罹かる割合の高さを示している。明和7年(1770)の囚人(伝馬町牢屋敷)と両溜の病囚数は次の表-2のように纏めることができる。

この表-2によれば、明和7年(1770)での囚人は延べ138,317人となるが、この内、浅草・品川の両溜へ移される病囚は延べ55,263人で、囚人数99823人に対して55パーセントの割合となり、在牢による病気の割合の高さが窺える。この点について、笠間良彦は「囚人の約三分の一近くが両溜に收容されている」(笠間良彦、前掲書、265頁)と算出されているが、この表-2では「55パーセント」の高さであり、伝馬町牢屋敷での取扱いの残虐性、暴力性、そして牢名主による庄政の酷さを裏付けている。その代表は江戸町奉行の小伝馬町牢屋敷から両溜への病囚の送付であり、62パーセントの高率さである。

車善七の支配する非人は(1)江戸幕府の刑罰から生み出される非人手下の制と(2)農民層の両極分解から生じる没落生産者、水呑百姓・小作人、(3)長子相続制から生み出される次男、三男、そして飢饉、凶作による貧農、小作人の欠落と逃亡による都市への流入・出稼ぎ、或いは前述した日雇人足市場への流れ込み、そして(4)農村と都市下層階層から発生する困窮者、貧民、乞食、浮浪

表-2 牢屋敷囚人と溜病囚人数(明和7年)

分管内訳	A牢屋囚人	浅草・品川溜 分管内訳	B溜病囚人	割合($\frac{B}{A}$)%
1 評定所管理囚人	2,791	1 ー		
② 寺社奉行管理囚人	1,682	2 寺社奉行病囚人	896	53
③ 町奉行管理囚人	71,393	3 町奉行病囚人	44,400	62
④ 勘定奉行管理囚人	26,738	4 勘定奉行病囚人	9,967	37
5 加役方(火付盗賊改)	35,703	5 ー		
合計	138,317	ー		
小計 ②+③+④	99,823	小計	55,263	55

(笠間良彦、前掲書、264-265頁より作成・加筆)

者、(5)両親、或いは親を失くした孤児、災害、火事で一家離散して都市へ流れ込む移民、出稼ぎ、奉行人、(6)無宿の者から非人手下へ転落する物乞い、勧進、旅芸能人等と広汎にわたるのである。こうした無宿の者、野非人、困窮者、乞食、浮浪者、孤児、出家人、放蕩無頼の徒等が関八州から江戸へ流れ込み、江戸の底辺貧民階層の中樞を占め、幕藩体制を崩壊に陥らすのである。こうした窮乏化による無宿の者の増加が幕藩体制の崩壊への兆であると思なすのは松平定信である。松平定信は天明の飢饉によってこの7年間に全国の140万人余りが困窮者、無宿の者、野非人として江戸に流入し、江戸の底辺都市下層社会を形成しつつあることについて次のように描く。

「すでに町方の人別の改てふものも、只名の上に成りければ、実に放蕩無頼の徒すみよき世界とは成りたりけり。さるによりて在かた人別多く感じて、いま関東のちかき村々、荒地多く出来たり。やうやう村には名主ひとりのこり、その外はみな江戸へ出ぬというのがごとく、未にのみわしりけり。」

(松平定信「牢下人言・修行録」(岩波書店、113-114頁))

(4) 松平定信と追放刑＝徒刑構想

松平定信は関八州において農民層の両極分解で形成される地主＝小作関係の展開を「村には名主ひとりのこり、その外はみな江戸へ出ぬ」という形で捉え、農村から都市への没落農民、水呑百姓の流入を眼前にする。さらに、松平定信を驚かせたのは町方の人別改帳の形骸化であり、人別帳(戸籍)から外され、無宿の者へ転落する「放蕩無頼の徒」と野非人の急増である。前述した江戸の底辺下層貧民・困窮者階層の形成はこうした無宿の者、追放刑から「非人手下」への転化、さらに、乞食、物乞の非人等を中心に形成されることから、6つの非人への原因のうち、(2)、(3)、(6)についてあてはまる。残りの(4)、(5)つまり、農村、都市の底辺から生み出される乞食、浮浪者と(5)飢饉、災害による一家離散と都市への流入人口が関八州から江戸に向けて天明の飢饉を中心にして7年間(安永9年(1780)から天明7年(1787)迄)の間に140万人に達すると、松平定信によって次のように告げられる。

「天明午のとし、諸国人別改られにしまへ(安永9年)之子のとしよりは諸国にて百四十萬人減じぬ。この減じたる人みな死うせしにはあらず、只帳外となり、又は出家山伏となり、又は無宿となり、又は江戸へ出て人別にもいらずさまよひありく徒とは成りにける。七年之間に百四萬人の減じたるは、紀綱くずれしがかく計り之わざわひと成り侍るて小事は、何ともおそろしともいふもおろかなり。」

(松平定信、前掲書、114頁)

関八州から江戸へ流入し、或いは移住する困窮者、貧民は(一)人別帳から外される無籍の無宿の者、(二)出家山伏、(三)人別にもいらずさまよひありく徒としての野非人、乞食、追放者、浮浪者、孤児等であり、江戸を一挙にこれら底辺貧民階層社会へ転落させ、「おそろし」さを深め、「紀綱くずれ」て幕藩体制の崩壊への兆しとなる。松平定信が長谷川平蔵の協力でこれら無宿の者対策

として石川島人足寄場を発足させたのもこうした無宿の者、野非人、浮浪者、放蕩無頼の徒の急増を背景にする仁政に基づく救済の精神の現われによるのである。

残された無宿の者、或いは野非人の発生原因の(1)非人^{てつか}手下の制について見てみると、既に佐渡金銀鉱山では水替人夫或いは穿子が逃亡したりする場合、捕えて(1)「非人^{ひにんてつか}手下」に配置されるか、(2)鉱山に連れ戻され徒刑（労役刑）として金穿大工に就き労役刑に服するかである。磯部欣三は「佐渡金山」（中公文庫）の中で石川島人足寄場から佐渡金山へ水替人夫として島送りされた無宿の者が鉱山で罪を犯した場合、「敷内追込み」の刑に処せられることを明らかにする。この非人手下に処罰される事例は年々増加し続ける。すなわち、文化6年（1809）佐渡奉行は庄次が仲間の平吉の差籠の貫抜を破って助け、共に逃げるが、捕われ、庄次に百日間の「敷内追込み」刑を受け、鉱内に戻して労役に就かせ、近代的徒刑（労役刑）を慣習化する。さらに、「非人手下」の例として、磯部欣三は文化4年（1807）に江戸水替五助が無宿者の小屋場で仲間に傷を負わせた罪で「入牢のところ^{タタキ}敵の上、非人手下」（磯部欣三「佐渡金山」、97頁）の刑を受け、非人頭にひき渡され、非人手下になった判決を取りあげている。

笠間良彦は江戸幕府の刑罰の1つとして「非人手下」制を挙げる。「農民や町人、および浪人、神官、僧侶の籍を剝奪された者に与える恥辱刑で、非人の身分におとされ、非人頭の支配に属するようになる刑で、これを非人手下といった」（笠間良彦、前掲書、228頁）と。ちなみに、非人は賤民と位置づけられている。このため、無宿の者が非人へ転落する事例は多く生じる。なお、「溜預かりの制」は追放刑（中ランク）を受けると、浪人、町人を無宿の者に組み入れて溜に入牢させ、さらに、天明8年（1788）から軽犯罪者^{たた}の敵き、入墨の刑の者を溜預けに移してから佐渡金山への水替人夫として島送りし、一種の保安処分を行う中間獄舎の機能を新しく加えている。幕末になると、無宿の者、追放刑の者は非人手下、或いは野非人となり、非人頭車善七、品川の松右衛門の非人困込地又は溜まりでは収容しきれなくなり、寛政12年（1800）に新しい非人頭と非人困込地を追加された。この年には江戸の非人小屋数は734軒となる。その内訳を見ると、(1)浅草・車善七の小屋数は368軒（50パーセント）、(2)品川・松右衛門の小屋数は236軒（32パーセント）となり、新設された(3)深川非人頭善三郎の小屋数は73軒（10パーセント）、(4)代々木村非人頭又兵衛の小屋数は50軒（7パーセント）そして(5)木下川村^{きねがわ}非人頭久兵衛の小屋数は7軒（1パーセント）等である。浅草車善七は全体の非人小屋数734軒のうち50パーセントの割合を占める最大の非人集団を成していることからまさに弾左衛門体制の資本蓄積機構^{いしづえ}の礎となっていることが窺える。それゆえ、訴訟の中で江戸町奉行山口直毅に訴えているように、車善七が独立したなら、弾左衛門体制は崩壊することになる。それゆえ、車善七が独立するなら、弾左衛門役所は解体されるので、弾左衛門は家職を返上し、江戸町奉行に長吏頭の職を奉還をしたいと申し出ているのはこうした車善七の非人集団の果す役割の大きさに由るのである。逆に言うなら、江戸町奉行山口直毅が車善七の独立を正当な根拠に基づく主張であると考えに至ったのはこうした車善七の非人集団の勢力の大きさに由るものであると思われる。

(チ) 弾左衛門の非人头支配と資本蓄積機構

松平定信が天明の飢饉前後7年間で関八州から江戸へ140万人の困窮者、野非人、無宿の者そして放蕩無頼の徒の流入を見、幕藩体制を根底から揺るがし始め、崩解の兆しを現わすことに不安と絶望を感じ、とりわけ無宿の者、放蕩無頼の徒を石川島人足寄場から佐渡金山へ水替人足として島送りし、保安処分の社会政策を進め、近代的徒刑制度(懲役制)を新たに設立するに至ったことは前に述べたところである。さらに、江戸社会の底辺貧困階層の急激な増加は無宿の者、野非人、放蕩無頼の徒に対し、江戸追放の保安処分を急増させ、(1)「非人手下」の刑、(2)「溜預りの制」、そして(3)非人集団の新しい設立等を生み出す背景となる。

江戸幕府は刑罰の正刑として奈良古代律令の苔・杖・徒・流・死の5種を踏襲し、正刑・属刑・閏刑の3刑罰に組み替える、正刑は刑罰の基本形を成し、①呵責、②押込、(3)預かり、(4)閉門(武士)、(5)逼塞(ひっそく(武士・僧・神官))、(6)蟄居(武士)、(7)戸締、(8)過料、(9)身代限り、(10)闕所、(11)改易(武士)、(12)追院(僧)・退院(僧)・構え(僧)・晒し(僧)、(13)手鎖、(14)剃髪・奴(婦人)、⑮(たたく)敲き、(16)牢庭敲き、(17)過怠牢舎(15才未満)、(18)入墨、⑰(19)追放、(20)非人手下、(21)溜預かりの制、⑳(22)遠島、(23)晒刑、㉑(24)死刑(下手人・死罪・磔・鋸引き・火焙り)等の刑罰のうち、○印の付いた(イ)呵責、(ロ)押込、(ハ)敲き、(ニ)追放、(ホ)遠島そして(ヘ)死刑の6つの刑罰である。これらの6つの正刑は属刑と閏刑を加え、多重に科して刑の軽重を現わす。幕府がこれら正刑のうち重要視したのは(19)の追放で、次の図-5、6、7、8のように江戸払いを中心に行われる。

追放刑は(1)江戸払いで「品川、板橋、千住、本所、深川、四谷、大木戸以内に住むことを禁じ」(笠間良彦、前掲書、228頁)る。(2)図-5のように江戸十里四方払いで、東は千葉、北は岩槻、西は保土が谷迄の範囲で住むのを禁じる。(3)図-6の軽追放で罪人の住所、町村住所、犯罪地、三都(江戸・京都・大阪)を追放され、(4)図-7の中追放で、京都では洛内、大阪は三街、奈良は市街とまわりの農村、長崎は市内に住むことを禁じ、(5)図-8の重追放で、江戸の場合、関八州に住むことを禁じられる等の5種類に分類される。

この追放刑が幕府だけでなく諸藩においてもさかんに行われ、保安処分によって秩序を回復しようとする動きは田沼意次から松平定信の時代にかけて激増し、とりわけ江戸の底辺に注がれることから社会問題となり、田沼意次の時には貧民養育所が設立されるが、しかし数年で閉鎖される。この養育所の再建策として松平定信が人足寄場を発足させるに至った点については前に述べたところである。とりわけ問題となるのは無宿の者が追放刑を受け、籍を外(はず)されて野非人となり、さらに「非人手下」への刑、或いは「溜預かりの制」で非人化する点である。また、無宿の者対策として郷村に戻し、農民に復させる「人戻しの制」による農本主義政策が本格的に採用されるが、その場合、引き取り手或いは保護者のいない際、これら無宿の者、放蕩無頼の徒は野非人へ転落する。そして野非人は追放刑を受け「非人手下」の制に晒され、非人の急増するダム(遊休予備軍)と化す。磯部欣三は「佐渡金山」の中で無宿の者から非人への転落現象について次のように述べる。

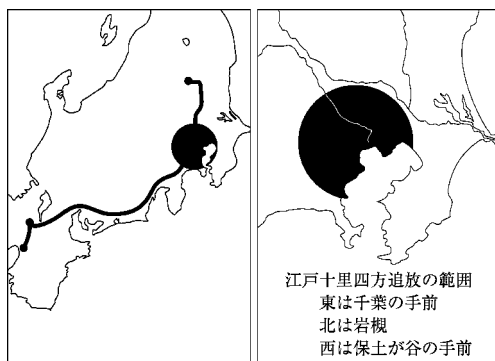


図-6 軽追放

図-5 江戸十里四方追放

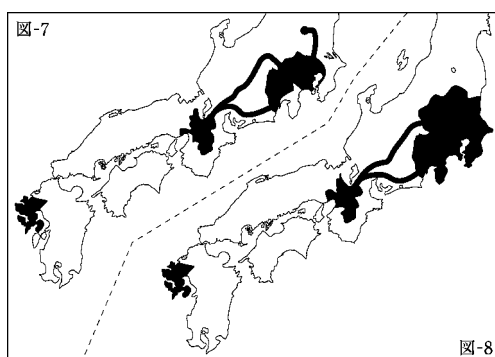


図-7 中追放の範囲

図-8 重追放の範囲

(笠間良彦, 前掲書, 229頁より作成)

「吉宗が寛保二年（一七四二）に制定した「公事方御定書」（下巻）に見る「無宿片付之事」は「吉宗の無宿対策の帰結を示すもの」と平松氏は述べている。まず江戸生まれの者は、引取人があれば従来通りに引渡す。ない者は門前払い、つまり釈放処分とする。遠国出身者は、大名領のばあい領主に、御料や旗本領は親類に渡し、出身地で罪を犯した者、欠落者、久離処分を受けて頼る人のない者は門前払い、また幕府の入墨、敲の刑を受けた遠国出身者は、領主へ引渡すが、領主はこれを国元へ送還するにはおよばないとし、これまた釈放処分を許した。このように公事方御定書の無宿規制法は、ほとんど無内容に等しかった。宝永期には、引渡先のない者は、「非人手下」としたが、「非人制度」で処理したくない以上、それに代わる制度、施設が必要なのに、構えのままで実現せず、門前払いとどめたのである。しかし吉宗は、追放刑の制限など、無宿の発生をとどめようとする手は打っていた。」

(磯部欣三, 前掲書, 72頁)

以上のように、磯部欣三は、宝永期（1703～1710）以降「引渡先のない者は「非人手下」とした」「非人制度」に組み入れられて処理されることを追放の恥辱刑で果そうとしていると述べる。こうした無宿の者、放蕩無頼の徒は追放刑の保安処分として「非人手下」制、或いは「溜預かりの制」、さらに農本主義政策などで非人へ転落する勢いを増すのである。

松平定信は田村意次の重商主義と貨幣経済の推進で生じる「花奢」によって育まれる農村の

人口減少と江戸での無宿の者、放蕩無頼の徒そして非人の人口増加の結果、士農工商における身分制の崩壊を生み、ますます非人、無宿、浮浪者、困窮者の増大要因になっていると次のように告げる。

「さればつるには窮し待るは秦皇の四百餘州を引きうけても、奢に奢れば天下窮するぞかし、さればつるにはかひもとめしものあたいをあたえず、かりしものをかへさずし侍りしにぞ、士もみな衰へ行けり、村々にてもむかしなきからかさなどさし、又は油などつけ、かみをゆひ侍るてふ、これ又奢に長じ、博奕など公行したりければ、力田の輩少なくなりて、彌生ずるもの少なく、つるには田里を出て江戸へ行侍るにぞ、江戸之人次第に増し村々衰にけり。士農おとろへ行しかば、工商何をもてくらし侍らんや。されば今節用を専とし、帰農勸本の術を第一になして、浮花を退けらるゝは、工商その賜をうくるゆへなり。」

(松平定信、前掲書、115-116頁)

松平定信は田沼意次のインフレーションによるバブルでの「花奢」によって富者と貧困者への格差社会を深刻化させ、この結果、(1)物価上昇で生活困窮を深め、(2)博奕の流行となったが、逆に「力田の輩少なくな」ってしまい、(3)農村から江戸へ移動し、「田里を出て江戸へ行」くので、(4)武士、農民の衰退により需要の減少から工商の不振を大きくし、士農工商社会の崩壊へ踏み出していると危機感を露にする。こうしたインフレーションによる高物価からくる需要の減少と格差社会から大量に押出される博奕、無宿の者、放蕩無頼の徒、浮浪者、非人等への対策として、松平定信は(1)物価の安定化のため節約を進め、「浮花を退け」、(2)農本主義政策で「帰農勸本」を第一に実施し、そして(3)士農工商の身分社会に正常に復活させる等を実施し、寛政の改革に取り組む。

農民層の両極分解、士農工商の身分社会の衰退、そして追放刑による「非人手下」への処分増加等に基因する無宿の者、放蕩無頼の徒、困窮者・貧民、浮浪者の大量発生は松平定信の指摘するように天明の飢饉の前後7年間で140万人の江戸への流入を見る。この結果、非人も急増したため、非人頭はこれまで浅草・車善七と品川・松右衛門の2人体制であったが、3人の追加、つまり(1)深川・善三郎、(2)代々木村・又兵衛そして(3)木下川村久兵衛の発足を見ることになったことは既に前に述べたところである。弾左衛門はこれら5人の非人頭に慣例として(1)「非人頭の掟証文」の締結と(2)役銀の提供を正月挨拶の際に受け、資本蓄積機構の拡充を図る。(1)の「非人頭の掟証文」が全文14箇条から成るもので幕藩体制の仁政思想を反映させたものであることも既に指摘したところである。(2)の役銀は前に掲げた表-2に示されているように、享和2年(1802)には非人小頭で銀3匁、その配下の下小屋で銀一匁を徴収する。尚、この役銀は享和3年(1803)に増額され、小屋頭の銀4匁5分、そして下小屋の1匁5分になった。